

令和8年6月17日

1. 出席議員

1 番	松 尾	咲 穂
2 番	釘 尾	勢津子
3 番	宮 崎	幸 宏
4 番	笠 継	健 吾
5 番	中 村	日出代
6 番	池 田	廣 志
7 番	杉 原	元 博
8 番	樋 口	作 二

9 番	中 村	一 堯
10 番	松 田	義 太
11 番	勝 屋	弘 貞
12 番	角 田	一 美
13 番	伊 東	茂
14 番	福 井	正
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	小野原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市	徳	安	博	行
教	育	吉	牟田	一	広
政	策	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		染	川	康	輔
産	業	中	村	祐	介
建設環境部	長	江	島	裕	臣
総	務	嶋	江	克	彰
政策調整課	長	峰	松	健	二
広報企画課	長	田	中	美	穂
財政課	長	峰	松	一	政
保険健康課	長	寺	岡	弘	樹
福祉課	長	高	本	智	子
建設住宅課	長	中	村	幸	男
建設住宅課参事		手	島	秀	康
環境下水道課	長	村	田	秀	哲
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和

令和 8 年 6 月 17 日（水）議事日程

開 議（午前 10 時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和 8 年 6 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	2 釘 尾 勢津子	1. 「子ども・子育て支援金」による住民負担増の問題と「こども政策の適正化」について (1) 本制度による被保険者の負担増について (2) 本制度の住民への説明と意見聴取について (3) 子ども・子育て関連事業について (4) こども政策の適正化と財政健全化について (5) 市の単独事業（団体への補助事業等含む）について 2. 「A I 時代における情報モラル教育と道德教育の在り方」について (1) 生成 A I や S N S の普及により重視している教育について (2) A I 時代に身につけるべき善悪や価値秩序について (3) A I 時代における道德教育と宗教的情操教育について (4) A I 時代における教育資源の活用について
2	7 杉 原 元 博	1. 市民の健康と病気予防対策について (1) 予防医療の推進について (2) 睡眠障害への対応（対策）について (3) “こころの病”を防ぐ為の対処法について ① 孤独・孤立・ひきこもり対策 ② 教育現場での児童・生徒への対策 (4) 疾病予防に対する取り組みと今後の課題について 2. 今後の移住・交流施策の在り方について (1) 地域づくりの担い手となる「関係人口」の創出について (2) 「地域おこし協力隊」の活用と今後の募集予定について (3) 「ふるさと納税」等の制度活用について (4) 「ふるさと住民登録制度」への検討・研究について (5) 本市の人口減少（社会減）対策について
3	4 笠 継 健 吾	1. 地球温暖化による猛暑日の増加、くつろぎの場所について (1) 中木庭ダム周辺の自然環境を活かすことを、どう考えるか (2) 子供から大人まで、くつろげる開放的な建物の設置について (3) 浅瀬で遊ぶ親子が多くなっているが、簡易な整備について (4) 県下一番の渓谷があるが、周辺の草木の整備による美化について

順番	議 員 名	質 問 要 旨
3	4 笠 継 健 吾	2. 迷い猫の保護と管理について (1) 当事者、近隣者より相談事を受けたことがあるか、累計何件程か (2) 市としての対応、対策はどのようなことができたか (3) 今後の対策はどのようなことを考えているか 3. 子育て支援、放課後児童クラブについて (1) 受入れ体制はどうなっているか (2) 今年度4月当初の受入れ状況はどうか (3) 受入れできない状況が発生している場合の内容はどうか (4) 受入れ不能が無いように、解決策はどうしていくのか
4	14 福 井 正	1. 鹿島市中心市街地の交通問題について (1) 県道鹿島嬉野線の歩道整備について (2) 市道中牟田・御神松線と結ぶ東西方向の大字高津原地区の交通安全対策について (3) 交通安全対策と防犯のための監視カメラ設置について

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。2番釘尾勢津子議員。

○2番（釘尾勢津子君）

皆さんおはようございます。2番議員の釘尾勢津子です。通告に従いまして2問質問させていただきます。

1、子ども・子育て支援金による住民負担増の問題と、子供政策の適正化について、2、A I 時代における情報モラル教育と道德教育の在り方についてお伺いします。

2026年度4月より子ども・子育て支援金の徴収が始まりました。この制度は、公的医療保険、つまり健康保険や国民健康保険などの保険料に上乗せする形で徴収される新たな負担制度です。

政府は、社会全体で子育てを支えるための仕組みであると説明し、児童手当の拡充、育児関連給付、こども誰でも通園制度などの財源として活用するとしています。しかし、この制

度については国民の間で大きな議論が起きています。特に、子供の有無に関係なく公的医療保険の加入者全体から広く徴収される仕組みであることから、いわゆる独身税ではないかとの批判も出ています。もちろん、独身税という表現は正式名称ではありません。しかし、問題なのは言葉そのものではなく、制度構造にあります。つまり、給付は主として子育て世帯に集中する一方で、負担は独身者や若年層にも広く課せられるという構造そのものに不公平感を抱く住民が少なからずいるということです。さらに、現在は物価高、社会保険料負担の増加、実質賃金の低迷などにより、特に若い世代や中間層の生活は厳しさを増しています。

この点について、独身研究家、荒川和久氏は、近年の少子化について、婚姻減が先にあり、その結果として出生減が起きていると分析しています。特に、経済上位層では婚姻、出生の減少が比較的小さい一方、中間層以下で大きく減少していると指摘しています。

また同氏は、少子化の本質は第2子、第3子ではなく第1子出生率の低下であり、特に20代での第1子出生率低下が最大の問題であるとも述べています。当たり前の話ですが、第1子が生まれなければ、第2子、第3子は存在しません。つまり、所得水準が低い若い世代が結婚し、家庭を持ち、第1子を持てる環境そのものが弱っている可能性があるということです。

そのような中で、少子化対策として、社会保険料に上乗せしてさらなる負担を押しつけることが本当に合理的なのか、冷静に検証されるべきと考えます。特に問題なのは、月数百円程度だから負担は小さいという説明です。しかし、若年層にとって重要なのは単純な金額の大小ではありません。ぎりぎりの生活の中で手取りが減ることによって、交際費を削る、自己投資を控える、結婚を先送りする、出産を諦めるといった行動変化が積み重なる可能性があります。しかも、それは将来給付で戻るからよいという単純な話ではありません。若年期の結婚や出産のタイミングは、一度逃せば取り戻せない側面があります。人生初期の可処分所得への圧迫は、後から給付を増やしても回復できない可能性があるということです。結果的に少子化対策としては、逆に事態を深刻化させるおそれがあるなど、極めて問題がある制度と言えます。

さらに重要なのは、これまでの政府の少子化対策そのものの成果です。関東学院大学の島澤諭教授は、1994年のエンゼルプラン以降、30年以上にわたり少子化対策が拡大され続けたにもかかわらず、出生数は1994年の123.8万人から2024年には68.6万人へと減少し、合計特殊出生率も1.50から1.15へと低下したと指摘しています。

また、2026年6月4日の佐賀新聞では、厚生労働省が2026年6月3日公表した人口動態統計によると、2025年に国内で生まれた日本人の子供の数は67万1,236人で過去最少となったと報じています。つまり、予算を増やし続ければ少子化が止まるという話にもなっていないのです。にもかかわらず、さらに新たな負担を増やし、取って配るを拡大し続けることが本当に正しいのか、私はここに根本的な疑問を持っています。

本来必要なのは、何でも新しい制度を増やすことではなく、これまで成果が上がっていない少子化対策を抜本的に見直し、若い世代の手取りを増やし、過剰な国民負担を減らし、結婚や子育てをしやすい経済環境そのものをつくることではないでしょうか。

また、まくだけのお金なら最初から取るなという視点も極めて重要であります。税金や社会保険料を集め、複雑な制度をつくり、無駄に事務コストをかけ行政が配分を管理する。その結果、末端では申請、条件、制約、対象区分など、非常に不自由で複雑な制度がどんどん増えています。それよりも、最初から過度に取らず手取りを増やしたほうが住民自身が自由に使え、自由に人生設計を行える部分も大きいのではないのでしょうか。だからこそ私は、小さな政府、安い税金、つまり国民負担を減らし、本当に必要なものに重点化する政治こそが結果として若い世代や子育て世代を支える道ではないかと考えています。

そこで、子ども・子育て支援金制度について概要をお伺いいたします。

次に、A I 時代における情報モラル教育と道德教育の在り方についてお伺いします。

まず最初に申し上げたいのは、生成A I やSNSの問題は単なるI T教育や端末ルールの問題ではないという点です。近年、生成A I は急速に普及しており、文章作成、画像生成、情報検索、要約など、様々なことが簡単にできる時代になっています。また、SNSについても子供たちの日常生活に深く入り込んでいます。

こうした技術は多くの恩恵をもたらす一方で、誹謗中傷、匿名攻撃、フェイク情報、A I 生成物の拡散など、様々な問題も生じています。例えば、匿名空間での誹謗中傷や炎上、真偽不明情報の拡散、A I を用いた偽画像や偽動画などの問題も既に発生しています。今後は、本物か偽物か分からない情報がこれまで以上に大量に流通する時代になる可能性もあります。

そのような中、重要になるのは、単にA I を使えるかではなく、A I をどう使うのか、そして、何を信じ、どう判断するのかという人間側の判断の軸ではないのでしょうか。

文部科学省も2026年5月19日の中央教育審議会教育課程部会道德ワーキンググループにおいて、道德教育における情報モラル教育の改善案を示しています。そこでは、答えが一つではない道德的課題や対話、合意形成などを重視する方向性も示されています。もちろん、多様な価値観を理解し、対話を行うことは大変重要です。しかし一方で、何が善で何が悪なのかという、社会として共有される一定の価値秩序まで失われてしまえば、社会秩序そのものの維持が困難になりかねません。例えば、いじめは許されない、差別は許されない、人を故意に傷つけてはいけないといったことは、単なる個人の好みの問題ではなく、社会として共有している重要な価値観です。つまり、答えが一つではない問題があることと善悪そのものが存在しないということは全く別の話であると考えます。

さらに、A I 時代においては、その善悪判断そのものをA I やSNS上の多数意見へ過度に依存してしまう危険性もあると考えます。例えば、A I がそう言ったから正しい、SNSが多数派だから正しいという考え方が広がれば、人間自身が主体的に考え、判断し、責任を

負う力が弱まる危険性もあります。だからこそ、単なる知識量や情報処理能力だけではなく、何が善か、なぜ他者を尊重すべきかといった価値秩序そのものを主体的に考える力がA I時代ではこれまで以上に重要になるのではないのでしょうか。

文部科学省資料では、生命への畏敬の念や崇高なるものとの関わりも重視されています。このような感受性は、単なる情緒教育ではなく、命をどう考えるのか、なぜ人を傷つけてはいけないのかといった価値判断の土台にも関わる重要な要素であると考えます。実際、ドイツの著名哲学者であり、哲学界のロックスターとも呼ばれるマルクス・ガブリエル氏は数学や物理学の方程式で解明できる事象は現実のほんの一部でしかないと述べ、非物質的な価値や人間の内面的世界を軽視する科学万能主義へ警鐘を鳴らしています。

また、ガブリエル氏は、技術革新の加速は新たな可能性を生む一方、副作用として、意図せぬ社会的、道徳的対抗をもたらすとも指摘しています。

人類が長い歴史の中で、哲学、宗教、芸術、文化、共同体などを通じ、どのように善悪や価値秩序を形成してきたのかを学ぶことは、A I時代において、むしろ重要性を増しているのではないのでしょうか。

また、それは単なる知識の習得ではなく、命、善悪、他者との関わりなどについて、子供たち自身が内面的に考え、感じ取る感受性を育むことにもつながるのではないかと考えます。

さらに、A I時代において効率化や最適化が進む一方、人間同士の関係性、地域文化、共同体、自然体験、芸術などの重要性も総体的に高まっていくと考えています。地域行事や世代間交流、自然体験など、単なるイベントではなく、命、感謝、共同体、他者との関わりなどを学ぶ重要な教育資源にもつながり得るのではないのでしょうか。重要なのは、A Iを使う人材を育てることではなく、A Iを使いこなしつつも、最終的には自ら考え、判断し、責任を負うことができる人間を育てることだと考えます。

そこで、A I時代における情報モラル教育の概要と、文部科学省が2026年5月19日の中央教育審議会教育課程部会道徳ワーキンググループにおいて示された道徳教育における情報モラル教育の改善案について伺います。

あとは一問一答にて伺います。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

おはようございます。私からは2つ目の質問、A I時代における情報モラル教育の概要と、道徳ワーキンググループで検討されている道徳教育における情報モラル教育の改善案についてお答えします。

現行の学習指導要領が改訂されたのが、小学校が平成29年、中学校が平成30年です。その現行の学習指導要領において、情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基に

なる考え方と態度というふうに定義されていて、その考え方と態度を確実に身につけさせることが必要であるというふうにされています。しかし、生成ＡＩなどの先端技術に関わる内容がまだ明確に位置づけられていませんので、今の時代における情報モラルの育成という点では指導が十分ではないという全国的な課題があります。

そこで、次の学習指導要領の改訂に向けた昨年７月の中央教育審議会の論点整理、つまり中央教育審議会の答申前の報告では、生成ＡＩなどの技術革新がもたらす負の側面を踏まえつつ、情報技術が認知や行動に与えるリスクに留意すべきという方向性が示されています。

その上で、例えば小学校では、いろいろなメディアによって得られる情報や印象が異なるということを知るとか、インターネットの危険性や情報セキュリティの基本を知るとか、長時間の利用が与える影響について知るとかというようなことを学習していくということを検討すべきではないかということが先ほどの論点整理に示されています。中学校では、小学校の内容を深めつつ、さらに、生成ＡＩの基本的な仕組みなどについても理解する学習活動を検討すべきではないかというようなことが示されていて、いずれにしても、小学校、中学校ともに情報活用能力の抜本的な向上が必要なのではないかというふうに打ち出されています。

その論点整理を受けて、各教科のワーキンググループでさらに具体的に検討が今進んでいるところですが、その一つの道徳ワーキンググループでは、負の側面として、ＡＩによる大量の情報が生成されることで、正しい情報と誤った情報を見分けることが困難になっているという現状や、また、自分に都合のいい情報に誘導されて価値観に偏りが生じやすい状況が生まれているということ、そういうことを踏まえた上で、情報モラルについて道徳科で扱うに当たっては、例えば、個人情報を出さないとか、誹謗中傷をしないとか、そういうしてはいけないと分かっていることを一方的に教えるのではなくて、してはいけないと分かっているのになぜしてしまうのかという心の弱さ、そういうものを考え、議論することで、道徳的価値とか判断、そして、道徳的な実践意欲、態度、そういったものを育てていくことが必要なのではないかというようなことが今検討されているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

私からは１つ目の質問、子ども・子育て支援金制度の概要について説明いたします。

子ども・子育て支援金制度は、政府のこども未来戦略加速化プランに基づき、拡充される子育て施策の安定財源として制度化されたもので、国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険などの医療保険制度に支援金分を上乗せする形で全世代から幅広く徴収される形となっております。令和８年度の保険料等から上乗せをされているものでございます。

子ども・子育て支援金を財源として創設、拡充されている制度について説明いたします。

児童手当の拡充につきましては、所得制限を撤廃し、支給対象を高校生年代まで延長するとともに、第3子以降分について月30千円に増額するものとなっております。

次に、こども誰でも通園制度というものがあります。これは親の就労要件を問わず、時間単位で保育所等を利用できる制度でありまして、鹿島市内でも3園がこの制度の利用が可能となっているものでございます。

このほかにも、100千円相当の妊婦のための支援給付、また、育児休業中に男女で育休を取得する場合に、一定期間が手取り10割相当となる出生後休業支援給付金制度の創設、また、育児休業中の方への支援制度の拡充や、1歳未満のお子さんがある自営業等の方の国民年金保険料免除分について、子ども・子育て支援金が充当されることとなっております。

概要としては以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2番釘尾勢津子議員。

○2番（釘尾勢津子君）

それでは、一問一答に入らせていただきます。

国民健康保険等の公的医療保険に上乗せして徴収される子ども・子育て支援金の被保険者の負担増はどの程度になるのか、お伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、私のほうから国民健康保険等の公的医療保険に上乗せされる子ども・子育て支援金の負担増はどの程度かという質問についてお答えいたします。

本年3月、こども家庭庁が発表した資料によりますと、加入者1人当たりの支援金額の平均月額というものが推計されております。これによりますと、被用者保険では1人当たり月額約350円、後期高齢者医療では約200円程度と示されております。また、国民健康保険につきましては、3月定例会で条例改正の際に鹿島市健康保険における推計をお示したところでございます。それで、鹿島市国民健康保険では平均月額約230円の上乗せになるのではないかと推計しております。

なお、これらの額は年額を十二月で割って算出されたものですので、鹿島市の国民健康保険税は年額を10回の納期に分けて納めていただきますので、納期1期当たりとすれば約280円程度となると推測しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番釘尾勢津子議員。

○2番（釘尾勢津子君）

次に、独身税とも呼ばれる本制度は、新たな不公平感を生む制度として問題があると思われます。物価高騰が家計を直撃しており、さらに住民負担を強いる本制度について、本市として住民への説明と意見聴取はどのような内容で、どのような方法で行われるのか。また、不公平感を生むこの制度の再考を国に促すべきと考えますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、お答えいたします。

まず、市民の皆様への周知の状況について説明いたします。

本年、市報4月号で、子ども・子育て支援金に関すること、それと国民健康保険税や後期高齢者保険料などの税率等についてお知らせをしているところでございます。

なお、制度の詳しい説明につきましては、先ほど申しました市報4月号の記事や市ホームページにおいて、こども家庭庁ホームページの当該ページにリンクするようにしているところでございます。また、現時点で記事掲載後に住民の方からの反応というのは、市には直接あっていない状況でございます。

続いて、独身税ではないかという御意見に関してですけれども、同様の御意見があっているということは承知いたしております。この点について、先ほど述べましたこども家庭庁のホームページにおいて説明がされておりますので、そちらを御紹介したいと思います。

児童手当やこども誰でも通園制度など、支援金により拡充される給付を受けるのは子育て世代です。その一方で、拡充された給付により育った子供は成長し、やがて我が国の社会保障制度の担い手となります。現在の現役世代が将来高齢者となったときに社会を支える若い世代を育むという支え合いの循環を維持する観点から、支援金制度は独身の方や高齢者の方を含め、全ての方にメリットがありますというふうに説明がなされております。

次に、国に対して制度の再考を促すべきではないかという点に関してお答えいたします。

市といたしましては、本制度の本質は、単に集めて配るということではなく、社会全体で子育てを支える連帯の仕組みであると認識しております。これからの少子化対策の柱となる児童手当の拡充、保育サービスの質の向上といった施策を持続可能な形で行うため、また、限られた財源を必要とところへ確実に再分配するためには、社会全体で薄く広く負担を分かち合う仕組みが必要であるというのが、国における議論の背景にあるものと考えております。

本市といたしまして、現時点で国に対して制度そのものの再考を求める考えはございませんけれども、制度の運用に当たっては、市民の皆様の負担が過度なものとならないよう、また、集められた支援金が本市の子育て世代に対して効果的に還元されるよう、国の動向を注視し、必要な施策を的確に実施していくことが自治体としての責務であると考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2 番釘尾勢津子議員。

○2 番（釘尾勢津子君）

本市の子ども・子育て関連事業について、事業の総数及び総事業費の財源内訳について、また、法令に基づく義務的な事業を除いた市単独事業の数及び事業費について伺います。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、子ども・子育て関連につきまして、事業数並びに予算額等について御説明いたします。

私のほうからは保険健康課所管分の事業について御説明いたします。

保険健康課の子ども・子育て関連施策としましては、休日こどもクリニックの運営や乳幼児や児童への予防接種事業、母子保健事業、乳幼児健診を実施しておりまして、令和8年度当初予算ベースで申し上げますと、保険健康課分で事業総数が17事業で、予算総額は125,149千円でございます。この財源につきましては、国庫支出金が28,511千円、県支出金が3,183千円、その他財源はほとんどがふるさと納税基金の繰入金となっております、26,615千円で、一般財源が66,840千円となっております。

また、単独事業の分につきましてお答えいたしますと、保険健康課の所管分のうち、法定に基づく実施義務がなく、国県補助金等を伴わない市単独事業といたしましては、事業数としては3事業となっております。その予算額といたしましては、事業費合計3事業で15,700千円となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

私のほうからは福祉課所管の子ども・子育て関連事業施策につきましてお答えいたします。

福祉課のほうの主なものといたしましては、支給対象者が拡充されました児童手当支給事業、それから、子どもの医療費助成事業、そして、保育所運営費や認定こども園等の施設給付事業、新しく始まりましたこども誰でも通園事業のほか、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当支給事業などを実施しております。このほか、いろいろな施策を実施しているところでございますけれども、令和8年度当初予算ベースで申し上げますと、事業の総数は福祉課では22事業、予算総額は2,440,969千円です。財源内訳は、国庫支出金が1,259,002千円、県支出金が471,820千円、その他財源は保護者負担金やふるさと納税基金繰入金で119,705千円になり

ます。一般財源は590,442千円となっております。

保険健康課所管分と福祉課所管分を合わせますと、子ども・子育て関連事業は令和8年度当初予算ベースで申し上げますと39事業、約2,566,118千円で、財源内訳は国庫支出金が1,287,313千円、県支出金が475,203千円、その他財源は保護者負担金やふるさと納税基金繰入金で146,320千円、一般財源が657,282千円となっております。

市単独事業におきましては、事業総数、合わせますと5事業になります。予算総額は約1億円になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番釘尾勢津子議員。

○2番（釘尾勢津子君）

子供政策の適正化と財政健全化を進めるために、各事業について事業の見直しや廃止を行っておられるのか。また、事業の廃止、削減等を行った実績はあるのか。また、こども誰でも通園制度について、本市における実施状況について伺います。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、私のほうから保険健康課所管分で削減、廃止した事業の有無について答弁をいたします。

保険健康課所管分で申し上げますと、子育て支援を現在推進していく中で、近年、事業を廃止、縮小した例というのはほとんどございません。直近でも平成30年にマタニティスクール事業を廃止した程度となっております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

福祉課のほうからお答えいたします。

子供政策関連事業で廃止、縮減された事業について、福祉課で所管するものはございません。しかし、これまでに事業見直し、拡充した例として、国の事業では児童手当制度、児童扶養手当制度の改正が行われていますので、その内容を御説明します。

児童手当制度では、対象年齢の上限が高校生年代まで引き上げられたほか、第3子以降の手当額が増加し、所得制限が廃止される改正が行われております。

もう一つ、児童扶養手当制度では、令和6年11月1日から児童扶養手当法の一部が改正され、所得制限の引上げや第3子以降の加算額の増額が実施されております。

また、今年度、令和8年度からこども誰でも通園制度が始まっております。こども誰でも通園制度とは、働いていない保護者の方でも保育園や幼稚園に子供を預けることができる新しい制度となっております。生後6か月から3歳未満の未就学児を対象としており、月10時間まで利用可能です。利用料は1時間当たり300円で、気軽に活用できる仕組みが整備されております。

市単独事業での取組について申し上げます。

子どもの医療費助成事業は、子育て支援の重要な施策として、高校生年代までの助成を継続して行っております。

ファミリー・サポート・センター事業は、令和4年度から段階的にひとり親家庭で児童扶養手当を受けている方、多胎児世帯の方、それから、その他子育て支援が特に必要な方を対象に利用料の助成を行っているところです。

また、事業の見直しではございませんが、保育所や認定こども園での保育料の多子軽減に関連した年齢制限、子供の人数の数が所得に応じた制限がございますので、その点について所得制限の撤廃を求める要望を国に対して行っております。

なお、要望は県知事を通じて国へ働きかけております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番釘尾勢津子議員。

○2番（釘尾勢津子君）

市の単独事業について、当該事業を廃止、または削減し、その財源を税や社会保険料などの住民負担の軽減に充てるべきと考えますが、本市の状況をお伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、私のほうからは保険健康課所管分についてお答えいたします。

保険健康課所管の子供関連事業のうち、先ほども申し上げましたが、法令に基づく実施義務がなく、国県補助金等を伴わない市単独事業につきましては、休日こどもクリニック運営事業、小児インフルエンザ予防接種事業及び不妊治療助成事業の3事業となっております。これらの事業につきましては、休日における小児医療体制の確保、子供の感染症予防、子供を望む家庭への支援といった目的を有しております。

市民生活への影響や事業の必要性を総合的に勘案しますと、現時点において廃止や大幅な縮減を行う考えはございません。

また、社会保険料等の住民負担の軽減は重要な課題であると認識しておりますが、これらの事業に要する経費は市全体の予算規模から見ても限定的であり、事業を廃止したとしても

住民負担の軽減効果は大きくない一方で、市民サービスの低下につながる可能性がございます。

そのため本市といたしましては、直接的に子ども・子育て支援につながるこれらの施策を継続して実施することで、鹿島市に住んでもらい、安心して子育てができる環境づくりができればということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

福祉課のほうの事業におきましてはほとんどが義務的経費でありまして、国庫補助事業として実施しているところですが、市の負担も当然伴います。ですので、特に市単独で実施している事業につきましては、可能な限り他の補助事業やコミュニティー助成事業、また、民間団体の補助金などの補助要件を確認しまして、それに合致するようでしたら利用可能な補助金を探したりして確認して、その申請をしているところです。

福祉課としましても、国や県の施策の効果を最大限に活用しまして、地域の特性に合わせた施策を展開して、子ども・子育て支援に直接結びつく施策を継続して実施することで、鹿島市に住む方々が安心して子育てできる環境の整備を目指しているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2 番釘尾勢津子議員。

○2 番（釘尾勢津子君）

子ども・子育て支援制度などは、今いる子供たちへの支援策として大変重要であると思います。今まで30年以上にわたり拡大され続けてきた少子化対策は、出生数や婚姻の減少など、成果が見えないままです。

そこで、出生数を増やすために、出産費用の無償化を国で制度化する必要があると考えます。この件に関しまして、国の動向などがありましたら教えてください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、私のほうから国の出産費用等に関する施策の動向について説明いたします。

本年6月5日に健康保険等の一部を改正する法律が公布されました。これは妊娠、出産に対する支援の強化に関する改正もなされております。その内容を説明いたしますと、これまで正常分娩ではその費用が保険適用でなく標準的な費用についても定めがなかったことから、医療機関によってかかる費用がそれぞれ異なっておりました。

現行制度では出産一時金500千円を給付しておりましたが、医療機関によっては出産一時金では不足する場合もあっており、全てを賄えない場合があるという現状でございました。こうした背景もあって、改正法では、正常分娩にかかる費用を保険適用とすることで標準的な費用を定め、さらに、その費用についても全額を保険から医療機関へ支払い、本人負担をゼロとする内容となっております。

また、正常分娩ではない、例えば、帝王切開が必要となる出産につきましては、現行ではそれにかかる費用分については、保険適用をした上で一部自己負担が生じておりました。改正後は、こうした費用についても、先ほど説明した全額保険で支払うものとは別に、現金給付を行うことで、正常分娩ではない場合も実質自己負担がゼロになるという改正内容となっております。

詳細につきましては、政令等により今後規定されるものでありますので、現時点で説明できる内容としては以上でございます。

なお、この改正法の施行期日は、公布から2年以内に政令で定める日とされており、2028年6月までには施行される見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2番釘尾勢津子議員。

○2番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。私は、子供や子育て支援の重要性そのものを否定するつもりはありません。しかし、現在、制度を増やし、負担を増やし、行政による再分配を拡大し続ける方向へ政治全体が進み過ぎているのではないかと感じています。過度な再分配によって、まず取って、その後に配る構造が拡大し続ければ、行政依存が強まり、社会全体の活力や自立性を弱め、社会そのものの持続可能性を損なってしまう危険性もあります。

私は、小さな政府、安い税金、つまり、必要以上にとらず、住民が自ら選択できる余地を広げる政治こそが、結果として若い世代や子育て世代、そして、地域社会全体を支える道であると考えます。小さな政府、安い税金の政治の一日も早い実現を期待し、次の質問に入ります。

次に、AI時代に求められる情報モラル教育と道徳教育の在り方についてお伺いします。

生成AIやSNSの普及により、誹謗中傷や匿名攻撃等が容易化する中、本市では他者尊重や責任ある発言などについて、どのような教育を重視し、実施されておられるのか、お伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

学校では、もちろん現行の学習指導要領にのっとって実施をしています。例えば、情報発信による他人や社会への影響とか、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味などについて考えさせる学習活動を通じて、児童・生徒に情報モラルを確実に身につけさせるようにしています。

その中心となる教科は道徳科とか特別活動になるんですけども、それだけではなくて、全ての教科の学習、そして、生徒指導とも連携をしながら取り組むことで、腑に落ちて理解して態度や判断や行動に、正しいものにつながるということを重視しています。

それから家庭では、家族が対話をしながらこの問題に向き合うということを重視しています。PTA連合会との連携協力会議において、これまでも紹介しておりますけれども、鹿島市小・中学生のインターネットの安全利用に関する指針、それから約束、これを作成して、全ての児童・生徒、家庭に配付して対話につながるようにしています。

そういうことで、学校での教育だけでは対応できない多様化するネットワークに関連した課題にも家庭の協力を得ながら対応するようにしているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番釘尾勢津子議員。

○2番（釘尾勢津子君）

文部科学省資料では、答えが一つではない道徳的課題や対話、合意形成などが重視されています。一方で、社会として共有される一定の善悪が失われれば、社会秩序の維持が困難になりかねないと考えます。

A Iにおいて、本市では子供たちにどのような善悪や価値秩序を身につけさせるべきと考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

ワーキンググループの資料にあります、先ほどの答えが一つではない道徳的課題や対話、合意形成等が重視されているというのは、今後ますます多様性の社会に進む中で、民主的で持続可能な社会のつくり手の育成に向け、当事者意識を持って自分の意見を形成し、対話と合意を図る取組の推進が大切になるということを述べたものです。したがって、善悪の悪も個人の好みとして受け入れられるというものではありませんので、そこは御安心ください。

A Iの時代において、偏った思考や価値観に誘導されるというのは大きなリスクです。そのような中で、善悪の判断を間違わないようにするために、そもそも社会秩序とは何なのかをそのつくり手として見誤らないようにするために、道徳の授業では、道徳的価値が一つで

はない、単純に白黒つけられない、そういう問いと向き合う機会を設けて議論するということが大切になります。答えが一つではない問いということです。人と対面で関わる中で、相手の思いを想像し、様々な価値観があることを知り、多様な個性の中でお互いがよりよく暮らすために必要なものは何なのかということに子供たちには気づいてほしいと思いますし、自分なりの答えにたどり着いてほしいというふうに思っています。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2 番釘尾勢津子議員。

○2 番（釘尾勢津子君）

A I 時代における価値秩序形成に関し、古代より人類の価値秩序形成に深く関わってきた宗教的素養は、今後ますます重要な要素の一つとなり、そうした素養や感受性が欠落することは、A I 時代における人間形成や国際競争の観点からも不利益となりかねないと考えます。

教育基本法では、宗教に関する寛容の態度や、宗教に関する一般的教養が重視されていますが、本市では宗教的情操教育をどのように道徳教育の中に取り入れ指導されているのか、お伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

現行の学習指導要領における道徳科では、宗教そのものを教えるのではなく、人間を超えた大いなる存在、自然や崇高なものに対する畏敬の念や、美しいものに感動する心を養うことが目標の一つに掲げられています。例えば、市内で採択している小学校6年生の道徳の教科書には、人間の力を超えた大いなるものに感動した経験はありますかという問いが記述されています。また、伝統や文化を大切にすることについて考える、そういう教材もございます。

このように児童・生徒は、特定の宗教の枠組みによらないところで、畏敬の念、生命の貴さ、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度、相互理解涵養など、様々な内容項目について、道徳の授業のみならず、教育活動全体を通して道徳教育に取り組んでいるところです。

○議長（徳村博紀君）

2 番釘尾勢津子議員。

○2 番（釘尾勢津子君）

A I 時代においては、効率化や最適化が進む一方、人間同士の関係性、地域文化、共同体、芸術等の重要性が総体的に高まると考えますが、本市では地域行事、自然体験、伝統文化、世代間交流などを、命、感謝、共同体、人間としての在り方を考える教育資源としてどのように活用していくお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

A I を使える人材を育てることだけではなく、A I を使いこなしつつも、最終的には自ら考え判断し、責任を負うことができる人間を育てることが重要だと、冒頭議員がおっしゃったことに私も全く同感です。そのために、自ら考え、判断し、決断させる場面を、人や自然や文化との関わりの中で意図的に仕組んでいくということが大事だと考えています。鹿島の教育が好きを実現するための具体的な取組として、地域資源を積極的に活用した教育実践、そして、人を生かした教育活動、人がつながる教育活動の実践、そこを掲げているのは、まさにそのための仕掛けです。

今年度、ある小学校でグランドデザインに「地域を教材として生かす」と明記して、地域と学ぶ、地域で学ぶ学習を日常化したいと取り組み始めた学校があります。また中学校では、地域行事の企画側に生徒が加わったり、伝承芸能への積極的な関わりを進めたりし始めています。

このような取組の中で、自ら考え、判断し、決断させるという理念を学校、家庭、地域が共有して、子供たちを民主的で持続可能な社会のつくり手に地域総がかりで導いていきたいと思っています。

○議長（徳村博紀君）

2 番釘尾勢津子議員。

○2 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。今年3月の市議会定例会において、令和8年度教育委員会の取組について、令和8年度を鹿島愛の充実期として位置づけ、学校、家庭、地域総がかりでの鹿島の教育を目指しますと示されました。

そこで、御提案が1つあります。自分がしてほしいと思うことを人にしなさいという倫理、道徳の基本原則である黄金律、ゴールデンルールとも言われておりますが、これを鹿島の教育の充実のためにぜひ取り入れていただきたいと思っておりますが、教育長のお考えはいかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

ありがとうございます。令和8年度が鹿島愛の充実期だと、ここでまたアピールしていただいたこと、お礼申し上げます。

来年度は鹿島愛の発展期です。充実期、そして発展期を迎えるに当たり、先ほどおっしゃったようなことが教育効果を高めるために必要であるならば、また検討して取り入れて

いきたいというふうに思っていますので、引き続きいろんなお知恵を貸していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

2 番釘尾勢津子議員。

○2 番（釘尾勢津子君）

令和9年度は鹿島愛の発展期というお言葉をいただきました。それに付随してプラスアルファで黄金律、ゴールデンルールの追加をぜひ考えていただければと考えております。よろしくお願いします。

A I やデジタル技術について、今後の社会において不可欠なものであり、子供たちがこれらを適切に活用する力を身につけることは大変重要です。もちろん、技術革新そのものを否定するつもりはありません。しかし一方で、A I やSNSの発達、子供たちの学びや生活に便利さをもたらすだけでなく、誹謗中傷、匿名攻撃、フェイク情報、A I 生成物の拡散など、これまで以上に複雑な課題も生み出しています。特に重要なのは、A I が発達すればするほど人間の側に、何を信じるのか、何を善とするのか、何に責任を持つのかという判断軸が必要になるという点です。

A I は知識検索や文書作成、要約、分析などを助けてくれます。しかし、最終的にその情報をどう使うのか、誰かを傷つけていないか、社会にとって本当に望ましいのかを判断するのは、あくまで人間でなければいけません。大切なのは、単なる知識として宗教や文化を教えることではありません。命とは何か、人間とは何か、なぜ自分以外の存在を大切にしなければならないのかといった問いについて、子供たち自身が内面的に考え、感じ取る感受性を育むことです。

A I 時代においては、知識や情報はますます簡単に手に入るようになります。本市においても、A I や情報技術を活用できる子供を育てるだけでなく、A I 時代においても、自ら考え、判断し、責任を負い、他者と共によりよく生きることのできる子供たちを育てるために、情報モラル教育と道徳教育の在り方を不断に見直していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で2 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時15分から再開いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7 番杉原元博議員。

○7 番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。7 番議員、杉原元博です。通告に従い一般質問を行います。

本格的な梅雨のシーズンに入り、連日じめじめとした天気が続いていきます。市民の皆様におかれましては、体調管理に十分注意をされ、特に、この時期は自律神経を整え、熱中症や食中毒にも注意してまいりたいと思います。

松尾市長におかれましては、2 期目の当選、心よりお祝い申し上げます。今後は、肥前鹿島駅周辺整備事業をはじめとした事業の成功と、少子高齢化、人口減少等、また、公共交通の利便性向上に向けた各種課題に真正面から向き合い、行政側と議会側とで時には議論を闘わせながら、車の両輪として鹿島市のさらなる発展のために頑張ってまいりたいと思っています。

今回は大きく 2 つの項目について質問をいたします。

初めに、市民の健康と病気予防対策について質問します。

さきの 3 月議会の一般質問で、健康寿命の延伸と病気予防対策について質問をいたしました。その際、時間の関係上、予定していた質問を最後まですることができなかったこともあり、今回も取り上げました。

高齢化が進む社会において、健康寿命を延ばすためにも、いわゆる予防医療への関心が高まっています。私はこれまで一般質問や新年度予算審査特別委員会等で、胃がん予防のためのピロリ菌検査やその先にある A B C 検査の重要性を訴えてきました。

鹿島市は平成 29 年度からピロリ菌検査、さらに、令和 2 年度より胃がんリスクを評価するための血液検査である A B C 検査が実施をされるようになりました。A B C 検査は自己負担が僅か 1,200 円で、20 歳から 5 歳刻みで 65 歳までの方で、過去にピロリ菌未検査の方を対象に始まり、鹿島市は胃がん撲滅へ一歩前進をいたしました。最近では、高額な帯状疱疹ワクチンの予防接種費用の公費助成を昨年度から実施。国が 65 歳以上 5 歳刻みで 100 歳以上の方も対象に、鹿島市はそれに該当しない 50 歳から 64 歳を対象に助成を開始。また、小児インフルエンザ予防接種の公費助成も昨年度から 1 回につき 3 千円と、これまでの 1 千円から大幅にアップし、鹿島市は県内でトップの助成金額となりました。さらに、対象も中学 3 年生から高校 3 年生まで拡充となりました。お子さんやお孫さんの保護者、御家族の方々からの声、要望を受け、予防接種の公費助成を訴えてまいりました。

病気になってから、また重症化してからは、本人の苦しみは言うまでもなく、病気に対する治療費と予防に係る費用とでは医療費にも相当な差が出ます。病気になった、また重症化した場合は医療機関での診察や治療が必要ですが、予防の段階では行政としてもいろんな手だて、対策ができます。

最初の総括質問として予防医療の推進について伺います。

次に、2 項目めの質問、今後の移住・交流施策の在り方についての質問に移ります。

地方創生の進展とともに、関係人口という言葉をよく耳にします。また、最近では注目を集めております。東京などの大都市へ人口が集中し、地方は人口減少、少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。

その一方で、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、地域おこし協力隊や応援人口など、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが今後は期待されるのではないかと思います。

初めに、地域づくりの担い手となる関係人口の創出に向けた取組についてお聞きいたします。

以上で最初の総括的な質問を終わります。

答弁をいただいた後、一問一答で質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、総括質問の1つ目でございます予防医療の推進に関する取組と課題について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議員おっしゃいました健康寿命という言葉は、一般的に広く浸透しつつあるというふうに思っております。市民の皆様の健康への関心も高まっているというふうに認識をいたしているところでございます。予防医療を推進し、市民の皆様の健康寿命を延伸することは、本市の行財政運営にとっても大きなメリットがあると考えております。

主な効果としては3点あると考えております。

1つ目は、医療・介護費の抑制です。市民の皆様が健康を維持されることは医療費の抑制に直結することはもとより、要介護状態になる時期を遅らせることで介護給付費等の抑制にもつながります。特に後期高齢者が急増している現状において、予防医療はその重要性をさらに増していると認識しております。

2点目でございます。地域経済の活性化でございます。健康な高齢者が増えることは、これまでの経験と知識を生かした多様な分野で御活躍いただくことによる地域経済への貢献や、外出機会の増加に伴う市内店舗等での消費の活性化につながるものでもあります。

3点目は、地域社会の支え手の確保です。地域の見守り活動や伝統行事の継承など、様々なボランティア活動において健康な高齢者の皆様が地域の支え手として御活躍いただくことが期待できると思っております。

以上のように、こうした観点から市にとっても予防医療の充実は重要課題でありまして、議員からもございましたとおり、これまでも各種検診や予防接種の拡充等に取り組んでまいりました。

また、本年3月議会でも御質問いただきました健康チャレンジ事業につきましても、内容

を見直し、より多くの市民の皆様の健康意識を喚起し、自主的な行動変容を促すような仕組みへとブラッシュアップを図ってきたところでございます。

今後といたしましては、検診実施率や健康チャレンジ参加者についてはまだまだ十分と言えない現状にあると思っております。今後も予防医療のさらなる充実に努めるとともに、市民の皆様が年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしく輝き続けられるよう、関係機関とも緊密に連携しながら、本市における健康寿命の延伸に引き続き取り組まなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

それでは、私のほうからは2項目めの質問でありました今後の移住・交流施策の在り方の中の地域づくりの担い手となる関係人口の創出についてということでお答えいたします。

まず、本市の関係人口創出に向けた取組の一つとして、様々なイベントを通じた参加や交流がございます。酒蔵ツーリズムやガタリンピック、鹿島おどりなどのイベントは、市外、県外はもとより、国外からも多くの方が本市を訪れ、体験を通じて鹿島の魅力を感じていただいております、複数回の来訪につながるイベントに成長しております。

また、ふるさと納税でも全国から寄附という形で本市を応援していただいております、返礼品の魅力や市の取組に対する共感を生み、リピーターとして毎年寄附をしていただくなど、これらのイベントやふるさと納税をきっかけに地域とのつながりを深める方々も関係人口として年々増加傾向にあると捉えております。

このような本市と関わり続ける鹿島ファンづくりを推進するため、令和6年度の市制施行70周年を機に情報発信強化に取り組み、市の魅力を再確認するシビックプライドの醸成からシティプロモーションへと展開してきました。

昨年度は市内外の高校生が参加する鹿島市高校生広告課の活動の中で、鹿島にしかない魅力を広めようとロゴとキャッチコピーを制作し、現在、市報やSNS等での情報発信や、名刺やグッズのデザインにこれらを活用しており、ロゴをきっかけとしたコミュニケーションが生まれています。参加した高校生は、面浮立や酒造りの現場、日常の風景などを自ら取材し、市内の生徒は鹿島のよさを改めて実感し、市外の生徒はもっと鹿島のことを知って、多くの人にその魅力を届けたいと活動を続けており、ここでも若者世代の関係人口が生まれました。

また、昨年度地域活性化の助成金を活用し、民間企業と連携して取り組んだ関係人口創出事業では、企画への応募者が全国から本市を訪れ、市民をモデルにしたカレンダーや、市内の商店や人を紹介したカプセル入りの玩具を製作し、事業終了後もそれぞれの地で本市に関

する情報発信を積極的に行っていただいたり、また、企画で親交を深めた市民に会うために何度も本市を訪れるなど、現在も継続した交流が続けられています。

そして、今年度は関係人口創出の取組として鹿島市アンバサダー制度を創設し、インフルエンサーと一般公募のアンバサダーによるSNSでの情報発信を行います。この取組によって、これまで行政だけでは届かなかった層へも本市の魅力や様々な情報を届けることが期待でき、市民や市外の参加者が主体的に発信する機運を醸成していくことで関係人口の創出につなげていきたいと考えております。

関係人口は、それまで本市を知らなかった人が鹿島の存在やよさを知ることによって地域に深く関わり、地域づくりへの参画や外からの視点で地域課題の解決に携わるなど、地域を支える人材として期待されるところであり、本市としてもこれまで以上に関係人口の創出に取り組んでまいります。

○議長（徳村博紀君）

7 番杉原元博議員。

○7 番（杉原元博君）

それでは、1 項目めの質問であります市民の健康と病気予防対策について、一問一答で質問してまいります。

疾病を未然に防いだり、早期に発見したり、重症化を防いだりすることを予防医療と総称するわけですが、ほかに予防医学や単に予防と言われることもあります。

先ほど予防医療、予防の推進について答弁をいただきました。後ほど疾病・病気予防に対する取組と今後の課題については質問をしたいと思います。

次に、睡眠障害への対応（対策）について質問をいたします。

3 月議会の一般質問の際に、睡眠が生活習慣病の予防にとっても重要であることは述べました。睡眠について多くの方が悩まれているものの、どこを受診したらいいのか明確ではありませんでした。

本年3 月、厚生労働省は睡眠障害を標榜可能な診療科名に追加する方針を正式に了承しました。これは2008年の制度改正以来、18年ぶりとなる大きな変化です。

現行の制度では、内科、外科、精神科等の基本的な診療科名に体の部位、症状、疾患名等を組み合わせる方式が採用されています。例えば循環器内科、糖尿病内科、感染症内科という形です。

今回の改正では、この組み合わせに使える言葉として新たに睡眠障害が追加されました。つまり、睡眠障害内科、精神科睡眠障害といった診療科名を今後は医療機関が正式に看板に掲げられるようになります。

日本人の5 人に1 人が不眠症や過眠症、日中の強い眠気、また、睡眠時無呼吸症候群、体内時計のずれによる睡眠リズムの乱れなど、睡眠に関連する様々な症状で悩み、問題を抱え

ていると言われています。行政として睡眠障害への対応（対策）をどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

それでは、睡眠障害の対応（対策）についてお答えいたします。

厚生労働省が作成しております「健康づくりのための睡眠ガイド2023」というものがございます。これによりますと、睡眠は、「こども、成人、高齢者のいずれの年代においても健康増進・維持に不可欠な休養活動である」とされております。また同ガイドでは、睡眠不足が、日中の眠気や疲労に加え、心身の不調や判断力の低下を招くだけでなく、慢性化した場合の生活習慣病や精神障害の発症リスクを高めるなど、多岐にわたる影響を及ぼすことが指摘されており、質、量ともに十分な睡眠を確保し、生活の質を高めていくことは極めて重要であるとされております。

このように、睡眠は食事や運動と並び健康維持のための重要な基盤であるにもかかわらず、これまで自治体の保健行政において必ずしも十分なスポットが当てられてこなかった分野であると認識しております。

本市におきましては、これまでも健康教室などの機会を通じて睡眠に関する啓発に取り組んでまいりましたが、今後はさらにこの分野に力点を置き、市民の皆様への情報発信や啓発活動を強化してまいります。あわせて、先進自治体の取組事例などを広く情報収集し、本市の地域特性に応じた実効性のある睡眠障害対策や予防施策について調査研究に取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7 番杉原元博議員。

○7 番（杉原元博君）

睡眠障害内科といった診療科名が標榜されるようになれば、新たな流れができるかもしれません。鬱病や統合失調症、依存症などの精神疾患は増加傾向にあります。誰もがいつまでもおかしくない心の病は日頃のセルフケアが大切で、正しい生活リズムとストレスをためないことが大切だと言われています。そのためには睡眠が大変重要です。

また、今の日本は個人化社会イコール自己決定社会であり、孤独・孤立問題を深刻化させると指摘する専門家もいます。自己決定社会においては人付き合いも簡単ではなく、孤独や孤立に陥りやすく、若者から定年後の高齢者に至るまで、ひきこもりになる人も増えています。

独りでいる自由も尊重される一方で、非常にデリケートな部分ではありますが、孤独・孤

立・ひきこもりへの対策は必要だと感じています。心の病を防ぐための対処法、特に孤独や孤立、ひきこもり対策についての考えをお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

私のほうからは心の病を防ぐための対処法について、孤独・孤立・ひきこもり対策についてお答えいたします。

まず、心の病は、健康問題、経済的不安、人間関係の悩みなど様々な要因が複雑に絡み合って発生すると思います。特に孤立感や将来への不安から発症するケースが増加している昨今、社会全体での対応が求められています。このような孤独や孤立、ひきこもり、精神面の不調に直面している方々に対しましては、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を行う体制を構築することが必要と考えます。また、周囲の人々が早期に気づき、適切な支援を提供することで、孤立感や将来への不安を和らげることが可能と思われます。

心の病に対するセルフケアといたしましては、3つのポイントがあると思います。1つ目は、睡眠、食事、運動といった生活リズムを整え、健康的な生活を維持し、バランスを保つこと、2つ目は、趣味や運動、自分に合った居場所の確保、ストレスを和らげ、リラックスできる環境を整えること、3つ目は、早期の相談、1人で抱え込まず、相談窓口や医療機関に早めにつなぐことです。

特に、つらさが長引く、仕事や学業に支障が出る、死にたくなる気持ちが芽生えるような兆候が見られる場合には、自己対処だけに頼らず、相談窓口や専門機関の支援を受けることが重要と思います。こうした専門的な支援につながることで、家庭や学校以外の社会とのつながりを得られる可能性が広がっていきます。また、本人が心地よいと感じられる居場所を見つけることで、精神的な安定も支えられると考えられます。

鹿島市では臨床心理士によるこころの健康相談を実施しております。相談は毎月第3水曜日に行われ、事前予約が必要となっております。詳細は「広報かしま」にも掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。この相談では、悩みを抱える本人やその家族から話を聞き、アドバイスを提供するとともに、問題解決に向けた関係団体へつなぐ支援等を行っております。また、民生委員、児童委員、主任児童委員は、地域における相談支援の最初の窓口として重要な役割を担っております。地域で問題を抱える方にいち早く気づき、適切な専門機関へつなげることで、高齢者をはじめとする住民が孤立しない社会づくりを推進しています。

さらに、鹿島市社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援事業では、生活の困り事を抱える方、例えば借金問題、病気やひきこもりなど、そういった困り事などに対し、相談支援員が寄り添いながら課題の解決に取り組んでおります。必要に応じて専門機関への橋

渡しも行い、困り事解消のための支援を提供しております。

このように、生活上の様々な悩みや不安について窓口で相談を受けた場合には、適切な支援へとつなげる体制を整えることで、市民の安心と暮らしやすさを支えることができればと考えております。

無理に何かをすることを勧めるのではなく、本人のペースに寄り添いながら少しずつ社会との接点を増やし、将来的な自立に向けた支援を行うケースもあります。また、安全で安心して過ごせる居場所を提供し、様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会に触れることで自己肯定感や自己有用感を高めること、これにより本人が持つ主体性や創造力を十分に発揮し、社会で活躍できる力を育むことができればと考えます。

今後も御家族と協力しながら、支援者とも協力をいたしながら、時間をかけてになるかと思いますが、本人との信頼関係を築いていくとともに、少しずつ外との交流を持てるよう支援を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7 番杉原元博議員。

○7 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

全国ひきこもり家族会連合会の調査報告書によれば、ひきこもりの状態の人は30代がトップで33%、次に40代の30.4%、また50歳以上も12.7%となり、40代以上の合計で何と43.1%というふうになっております。80代の親が50代のひきこもりの子を支える、いわゆる8050問題の深刻化や、親の介護、親亡き後の生活への不安の声、家族の高齢化も進む中、地域社会から孤立させない対策が求められていると思います。高齢化社会になり、ひきこもりが個人の社会参加の問題にとどまらず、親亡き後を含む暮らしの基盤や健康、地域での支えの在り方を問う課題として一層重みを増していると指摘する専門家も多くいらっしゃいます。

先ほど福祉課長の答弁で、臨床心理士によるこころの健康相談が毎月第3水曜日にあっているというふうなことでございました。平均的に何名ぐらいの相談があるのか。令和7年度において1年間でおよそ何名ぐらいが相談に来られたのか。また、デリケートな問題で個人のプライバシーに関しますので、答弁できる範囲で結構ですので、何かそういった相談内容とかあればお知らせください。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

こころの健康相談についてお答えいたします。

この相談は事前予約制となっておりまして、年間で大体10名から15名ほどの予約をいただ

いております。令和7年度は15名でした。

具体的な相談内容につきましてはお答えすることができませんが、例えば、最近いろいろ悩み過ぎて眠れないとか、食欲がない、また、ストレスがたまってつらいけれども、精神科とか心療内科までには行きたくないとか、あと人間関係の悩みとか、家族との接し方に悩んでいるといったお悩みをお持ちの方がいらっしゃる場合には、ぜひお気軽に御相談くださいということを御案内しているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番杉原元博議員。

○7番（杉原元博君）

分かりました。

日本はもともと集団型の社会で、それが強みともされてきました。しかし、集団にはしがらみや強制力といった負の側面もあります。学校における集団は共通目標や仲間意識、一体感など、よい側面が多くある一方、いじめや不登校、また授業についていけないなど、学力面での悩みと不安を抱えている児童・生徒もいます。吉牟田教育長が常日頃から言われている鹿島愛を、ただ言葉だけで終わらせるのではなく、小・中学校の全教職員が子供たちに接していただきたいたいと強く思っております。

教育現場での様々な不安や悩みを抱える児童・生徒に対する対策、対処法についてはどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

まず授業では、心の健康について、小学校では体育科、中学校では保健体育科で学習をします。心の発達についての知識や、不安や悩みへの対処法について理解を深め、それに基づいて正しい行動が選択できるように学習します。

授業以外でも、学校行事とか部活動はもちろんですが、ふだんの学校生活の中でも自己有用感や自己肯定感を高める場面を重視して、児童・生徒が人との関わりの中でそれぞれの個性を存分に発揮できるような安心感のある風土づくりに努めてもいます。

一方で、そのような学校に登校することができない児童・生徒がいて、心の悩みを日々抱えているという現状があって、そのことが学校の教育文化に起因するものであれば、それは改善していかなくはいけないと強く思っています。例えば、学校は従来、集団としての規律を重んじるところでして、それが社会性を身につけさせるために必要なことだと考えているわけですが、世の中がそうであるように、児童・生徒の多様性の幅がこれほど広がってきた今、一人一人の個性を存分に、そして安心して発揮させるために、果たしてその環境が適

切なのか、集団としての規律を重視するということに偏り過ぎてはいなかったのか、そういうことを見直す時期にあると感じています。

学校も同じような問題意識を持って、よりよい指導の在り方を今模索している途中です。みんなと同じようにできることがよしと、そういったこれまでの評価が変わって、見た目にはふぞろいな集団に見えてしまうこともあるかもしれませんが、地域の皆さんの学校に向けるまなざしもこれまでと少し視野を変えていただいて、一人一人がどれだけ満足した、そして、どれだけ充実した表情をしているのかというところを見ていただけるとありがたく思います。

多様性の中にあって、誰一人取り残されず幸せが実現する、そして、その幸せが連鎖する、そういう社会のつくり手として、そして、そういう鹿島の未来を担う当事者として児童・生徒が成長していくことを願っています。

○議長（徳村博紀君）

7 番杉原元博議員。

○7 番（杉原元博君）

今、学校教育現場は私たちの子供の頃と大分変わってきたなというふうに思っております。特にデジタル社会になって、スマホやゲームなどを利用する機会が増えてまいりました。どちらかという、私たちの子供の頃はそういった機器はありませんでしたので、読書をする時間とか、そういったことが多かったように思います。今の子供たちも確かに読書をしている子も多くいるとは思いますが、やはりスマホだったり、ゲームだったり、そういったところに走っている部分も確かに否定はできないんじゃないかなと思っております。また、いろんな子供たちの多様性の問題とか、これから教育においては難しい問題も抱えているというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、疾病予防に対する取組と今後の課題についてお聞きいたします。

最初の総括質問で予防医療の推進について答弁をいただきました。予防医療とは、疾病を未然に防いだり、早期に発見したり、重症化を防いだりすることの総称です。

一般的に予防医療と言われる際には、3つないし4つの分類が行われています。まず、病気を未然に防ぐ一次予防、早期に発見する二次予防、重症化を防ぐ三次予防の3つです。ここに一次以前の環境改善によって健康になることを指すゼロ次予防が加わると、4つの分類になります。市が行っている特定健診や各種がん検診と、病気を早期に発見する二次予防、重症化を防ぐ三次予防の重要性はもちろんですが、ゼロ次から一次を意識した対策も自治体として重要な取組であると思っています。鹿島市が行っている健康チャレンジ事業などは、それに該当すると思われます。

そのような観点から、ゼロ次から三次予防の上で、疾病予防に対する鹿島市の取組と今後の課題についてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡保険健康課長。

○保険健康課長（寺岡弘樹君）

御質問は、ゼロ次予防から三次予防の観点で、疾病予防に対する鹿島市の取組と今後の課題についてのお尋ねということだったかと思います。

御質問の範囲が広範囲でございますので、答弁におきましては、鹿島市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）における鹿島市の取組と課題についてお答えをしたいと思います。

この第3期保健事業実施計画とは、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者等が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDC Aサイクルに沿って運用するものでございます。現在の計画は令和6年度から令和11年度までの6年間となっております。

まず、環境改善によって健康になるという定義でおっしゃったゼロ次予防においては、生活習慣病の発症予防に向け、生活習慣病の重症化により、医療費や介護費等、社会保障費の増大につながっている実態や、その背景にある地域特性を明らかにするために、個人の实態と社会環境等について、各種団体や行政単位で出前講座等を通して広く市民へ周知していく必要があると認識しております。

次に、病気を未然に防ぐ早期発見という定義でおっしゃった一次予防や二次予防においては、生活習慣病は自覚症状がないため、まずは健診の機会を周知、提供し、状態に応じた保健指導が重要となると考えております。

また、20歳以降の体重増加と生活習慣病の発症との関連が明らかであることから、特定保健指導対象者を減らすためには、若年期から適正な体重の維持に向けた保健指導、啓発を行うなど、40歳未満の対策も重要であると考えておまして、令和8年度から国民健康保険においては20代と30代の健診を取り組んでおります。

次に、重症化予防という定義でおっしゃった三次予防においては、重症化を防ぐ取組として、令和4年度の特定健診受診者のうち、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病腎症重症化予防対象について、各学会のガイドラインに基づき対象者を抽出すると668人で、割合でいうと35.9%でした。そのうち治療なしが193人、割合でいうと21.5%を占め、さらに臓器障害があり、直ちに取組むべき対象者が66人でした。さらに、重症化予防対象者と特定保健指導対象者が重なるものが190人中103人と多いため、医療受診が必要な者には適切な受診への働きかけを行う受診勧奨、治療中の方へは、医療機関と連携し、重症化予防のための保健指導を実施していくことが重要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

7 番杉原元博議員。

○7 番（杉原元博君）

お昼の休憩前にちょうど1 項目めの質問が終わりました。

人生100年時代、市民の皆様がいつまでも健康で長生きできるよう願ひまして、1 項目めの市民の健康と病気予防対策についての質問を終わります。

次に、2 項目めの今後の移住・交流施策の在り方について、一問一答で質問してまいります。

関係人口の創出について、最初に答弁をしていただきました。まちのにぎわいや活性化には地域おこし協力隊の活躍が重要であると思っています。現在、宮城県仙台市出身の女性の方1 名が大変御活躍いただいております、とてもうれしく思います。まちのにぎわい、活性化、関係人口の創出、さらには移住・定住に結びつくような重要な役割を持つ地域おこし協力隊の活用と今後の募集予定についてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

峰松政策調整課長。

○政策調整課長（峰松健二君）

地域おこし協力隊の活用や募集状況についてお答えいたします。

地域おこし協力隊は移住・定住につながる制度であるとともに、地域振興や人材確保にも貢献できる有益なものとして積極的に活用したいと考えており、令和6 年度には県と市町が一体となり、地域おこし協力隊の導入を推進していくための佐賀県地域おこし協力隊導入プロジェクト推進協議会を立ち上げております。

先ほど議員からもありましたとおり、本市では現在、市の魅力的な仕事を体験し、若者に向け発信する活動をミッションとして、お一人が活動していただいております。

昨年度は、さらなる地域課題の解決のため、3 企画3 人の地域おこし協力隊の募集を行いました。応募者は3 企画を合わせて7 人で、どの企画にも応募がありました。このうち1 企画で合格者が1 人出ましたが、他の民間企業のほうへ就職を決められたため、採用には至りませんでした。ほかの2 企画では合格者なしという結果でした。

採用できなかった要因は幾つかあると考えております。1 つは、募集開始が遅く、期間が短かったことです。募集のための準備に時間を要したため、募集期間が12月からの1 か月程

度となってしまいました。これは反省すべき点と思っており、今年度は4月から既に準備を進めております。

もう一つは、特別交付税の対象となるための地域要件が厳しいということです。鹿島市で地域おこし協力隊を採用する場合、三大都市圏及び三大都市圏以外の政令指定都市などから移住する人が特別交付税の対象となります。これらの要件に該当する都市がかなり限られており、例えば、人口50万人以上の鹿児島市や宇都宮市などから鹿島市へ移住される場合であっても対象外となり、採用することができません。昨年度は、この地域要件に該当しないためにお断りした事例が9件ありました。この要件につきましては、県においても課題と認識をされておまして、この見直しについて国へ政策提案をされております。

このほかの要因としましては、業務のボリュームが過大だったこと、また、全国的に募集が多くなっており、埋没してしまったことなどが考えられます。

今年度は4人の募集を予定しており、既に海道しるべで観光農園の情報発信などを行うかしま魅力発信サポーターの募集を始めております。昨年度の反省を生かし、4人全て採用できるよう、早めに募集を開始し、十分な募集期間を確保するとともに、業務内容が過大とならないよう、内容も分かりやすくして募集を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番杉原元博議員。

○7番（杉原元博君）

今答弁いただきましたけれども、特別交付税の対象となるための地域要件が厳しいということが改めて分かりました。何とかこういった地域要件の見直しについても、よりよい人材を確保するために、今後しっかりやっていただくように働きかけをお願いしたいと思っております。

次に、ふるさと納税等の制度活用について、それに絡めた質問をいたします。

鹿島市へのふるさと納税は、平成20年度の600千円から始まり、平成28年度には1億円を突破、その後も順調に増え、令和6年度、7年度は何と15億円ほどになりました。このことは、鹿島の特産品であるノリや果物、野菜など返礼品の人気もさることながら、市長や担当課の職員をはじめ、市役所職員の熱意と努力のたまものだと思っております。

鹿島市へふるさと納税をしていただいた方々は、鹿島に縁のある方や鹿島を応援したいと思っただけの方々、いわゆる関係人口と呼ばれる方がほとんどではないでしょうか。このふるさと納税やクラウドファンディングなど、寄附関連で多くの自治体が関係人口の創出に向けて何かしらの取組を実施している現状があります。

移住・定住促進や関係人口の創出に向けたふるさと納税等の制度活用について質問をいたします。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

ふるさと納税等の制度活用についてということでお答えいたします。

先ほど議員の御説明にありましたように、ふるさと納税の寄附額は令和４年度の５億円から約３倍に現在増加しておりまして、令和７年度は約１５億円と、自治体間の競争が激化する中でも令和６年度と同水準の寄附額となりました。

ふるさと納税においては、寄附者のうち約１割程度の方がリピーターとして毎年、または年に複数回など、継続的に寄附を申し込まれる関係人口となっており、本市が誇る１次産品などの返礼品に魅力を感じて応援していただいているものと思います。このことはひとえに、魅力的な返礼品を生産、製造されている事業者の皆様のおかげだと思っております。

返礼品以外で寄附者との関わりを深める動機づけとしましては、単なる寄附者へのお礼状だけではなく、メールマガジンやＳＮＳ等で本市のストーリーを届けることも重要であり、委託事業者と連携を取りながら、寄附者に共感していただけるようアプローチを行っています。

今後は、鹿島出身の方や既に様々な関わりを持っている方だけではなく、ふるさと納税をきっかけに本市のことを初めて知った方が本市に興味を持てるよう、生産者のインタビューや地域で活動する住民のメッセージなどを届ける顔の見える情報発信のほか、また、体験型返礼品などで時間や行動を共有する機会といった地域への訪問動機をつくり、寄附者を単なる支援者ではなく地域の仲間として位置づけることで、より関わりの深い関係人口の段階に導く施策に取り組んでいきます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

７番杉原元博議員。

○７番（杉原元博君）

この関係人口に関連して、国はふるさと住民登録制度を開始し、本年４月から７つの道県と２１市町村でモデル事業を行います。ふるさと住民登録制度とは、居住地以外の地域と継続的に関わる人に第２の住民票を交付するというものです。

今後、ふるさと住民登録制度が導入された場合に備えて、本市の戦略的対応・対策に向けた検討、研究などを今から開始すべきと考えますが、課題の認識及び見解について伺います。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

ふるさと住民登録制度についてということでお答えいたします。

このふるさと住民登録制度は、関係人口と地域の関係性を可視化し、地域の担い手確保や地域活性化につなげることを目的に、地方創生2.0の柱の一つとして創設されました。

利用者は、居住地以外の自治体に制度に基づき住民登録し、災害ボランティアや地域づくり活動への参加など、多様な形で地域へ貢献する仕組みとなり、自治体にとっては関係人口の継続的な地域の応援団や担い手として育てるものとして期待されております。

ただし、この制度は登録者と自治体それぞれにメリットがあると同時に、課題もあると認識しております。自治体の課題として懸念されることは、その目的が地域の担い手確保なのか、または移住促進なのかなど、優先順位を明確にしなければターゲットの設定が曖昧になる点や、自治体から登録者への情報発信が不可欠であることから、継続的に行うための人的、時間的な資源が不足した場合、登録者との関係が途切れてしまうケースが生まれることなどが想定されます。そのため、登録者に求める地域への関わり方、運用体制の構築、地域住民の理解促進など、運用面や体制面について、スタートからゴールまでの過程を段階ごとに検討することが必要になると考えます。

杉原議員の御紹介にもありましたとおり、現在、28自治体が国の事業採択を受けた先行モデルとして、地域の担い手確保や地域活性化を目指し、今年度から事業に取り組まれています。開始直後でもあり、先行自治体の取組状況に関して情報が少なく、本市での具体的な実施検討にはまだ至っておりませんが、国や支援事業者の制度説明会が今月からオンラインで開催予定となっておりますので、関係人口の量的拡大、また質的向上につながるふるさと住民登録制度については、まずは情報収集を行って、制度の本格運用に向け、後れを取らないよう備えたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7 番杉原元博議員。

○7 番（杉原元博君）

詳しい答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

また、この制度は一方で注意すべき点もあると思います。関係人口がふるさと住民登録制度として制度化されるということで、これに該当しない関係人口的な存在が関係人口として認識されにくくなる可能性があります。つまり、本来の関係人口が持つ意味合い、多様性やダイナミズムが損なわれるおそれがあります。今後の移住・交流施策の在り方については、いきなり移住・定住を求めることはハードルが高いため、まずは関係人口として関わりを持ち、将来的には移住・定住へとつなげていければと思っております。

最後に、鹿島市の人口減少対策、社会減対策について、移住・定住施策も含めてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

峰松政策調整課長。

○政策調整課長（峰松健二君）

人口減少対策、特に社会減への対策についてお答えいたします。

令和５年に公表されました国立社会保障・人口問題研究所の人口推計において、令和３年から令和７年の５年間の社会動態を見ますと、市で１,０６１人の転出超過の推計となっております。しかし、実際は６６２人の転出超過にとどまっており、社会減は社人研の推計よりかなり緩やかな状況となっております。これは、これまで行ってまいりました社会減の対策が少なからず効果があったものと考えております。人口減少対策には特効薬はないと言われます。そのため、今後も総合計画に定める施策を地道に積み重ねることが必要であると考えます。

これまで行ってまいりました社会減対策の施策の一部などを御紹介します。

移住に関する施策としまして、定住促進住宅の建設や移住体験施設、トレーニングファームの整備、移住された方への移住支援補助、農業担い手応援事業などの就農支援、かしまビジネスサポートセンターなどによる企業支援、地域おこし協力隊の活用や都市圏における移住相談会への参加などを行ってまいりました。

また、定住対策に関する施策としまして、特に若者の流出を課題と捉え、学生への市内企業就職説明会やふるさと教育、地域おこし協力隊による新たな視点で掘り起こされた鹿島の魅力の市内外の若者への発信、市に対する誇りと愛着を再認識していただくためのシティプロモーションの強化などに取り組んでいます。

さらに、関係人口の創出の施策としまして、今後の取組となりますが、肥前鹿島駅を起点としたスロートーリズムの推進や、現在行っております鹿島ファンづくりとしまして、鹿島ならではの取組である酒蔵ツーリズムやガタリンピックなどの鹿島の魅力を体験できるイベント、ふるさと納税による市の魅力の発信などに取り組んでおり、これらの取組が将来の移住・定住につながるものと考えております。

今後もこのような様々な施策を積み重ねていくことで、社会減による人口減少を緩やかにしていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

７番杉原元博議員。

○７番（杉原元博君）

今答弁していただいた移住に関する施策、また定住対策、そして関係人口の創出の施策等を述べていただきました。これらのことはとても重要ではないかなと思っておりますし、鹿島市もこれまでこういった施策を積み上げてきていただいたなと思っております。

少し話は飛びますが、鹿島高校普通科への志願者数や志願倍率、これには本当に驚きを隠せませんでした。何とか対策を打っていかねばとも思っております。鹿島高校や教育関係の部署だけではなく、行政としても重く捉えて、特に若い層や小学生、中学生も含めて、鹿島

のこと、鹿島の魅力を強く訴え、市民の皆さんが誇りと思えるように取り組んでいかなければというふうに思っております。

子供たちの進路についてはもちろん自由であります。自分自身や親が選択すべきことだとも思っております。高校の志願者数の激減が、その後の人口減少、社会減へとつながっていく可能性も否定できません。先ほどの答弁で人口減少対策に特効薬はないと言われました。地道に施策を積み重ねる中で、行政と私たち議員、そして学校、関係機関等で何とか知恵を出し合って、人口減、特に若者の減少に歯止めをかけていく必要性を強く感じております。

以上で一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で7番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。1時35分から再開いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番笠継健吾議員。

○4番（笠継健吾君）

皆さんこんにちは。4番議員、笠継健吾です。今年も半年が過ぎようとしております。今回の質問は、この半年の間に市民の皆様にご話をいただいた、そういったところと合わせて3点、大きく質問をいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1点目は、鹿島市は自然に恵まれた素晴らしい環境にあります。東部は有明海周辺、西部は佐賀県営ダム13基で1位を誇る中木庭ダム周辺でございます。例年、猛暑日が増加し、暑い夏が長く続くようになっていますが、外に出られない日々が今からやってきます。そして、出てもエアコンが効いているところしか行かない。いわゆる外ではない室内に行く。お店、そういったところですね。そういったところにしか行くことができない。そのような生活が7月から10月ほどまで続きます。そういった中で、1点目の質問をいたします。

中木庭ダム周辺の自然環境を、これは県下一の自然環境と思っております。中木庭ダム、県営ダム13基のうち1位。経ヶ岳が下りてきた溪谷ある。そういったところを憩いの場所として生かすことをどう考えますか、第1点のお伺いをいたします。

次に、2つ目の質問をいたします。猫のことです。

猫には、家で飼われている飼い猫、そして、地域猫、地域でボランティアとか、そういった方々が餌をやったり、そして、避妊とか管理をする、そういったことがなされている猫のことです。次に迷い猫、それは飼い主がなく自活をしている猫でございます。そういった猫がありまして、ただ、この猫たちは平等でございます。猫はどのような状況にあれ

平等で、あとは人間がどのような管理をしていくかということで、衛生的な部分で人に迷惑をかけると、そういったことがあってまいります。飼い主がなく自活している猫に餌をやる、これはやはり動物愛護ということで餌をやったりします。しかしながら、衛生の管理はうまくできているのでしょうか。餌だけやって管理はできない、そういったことが多いと思います——という話を聞くことがあります。

そのことについて、市として当事者や近隣者より相談事を、3年間で何件ほどそういった猫のことについて相談を受けたことがあるかをお伺いいたします。

次に、3つ目の質問をいたします。

このことは、私のところに1月頃から放課後児童クラブのことで相談がございます。まだ決まっていないので、何とかありませんかという相談でございます。このことについては、やはり受入れは公平公正にやるという行政の立場で行われることなので、個人の受入れを個別に行政に頼むことは控えています。しかしながら、家族にとっては本当に一大事でございます。行政はこのことを重く受け止めて、そういった放課後児童クラブに入れないというような子をなくさないといけません。

お伺いをいたします。

まず、放課後児童クラブの受入れ体制が鹿島市としてどうなっているのかを教えてください。

以上、大きな項目を3点お伺いし、あとは一問一答でお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

私のほうからは鹿島の自然環境を生かした活性化の取組について申し上げます。

鹿島市は言うまでもなく、有明海と多良岳山系に囲まれた自然豊かなまちであります。この豊かな自然環境は本市の最大の資産であり、地域活性化と交流人口拡大の観点から極めて重要な資源であると認識いたしております。市はこれまでも、この自然を生かすため、ハード、ソフト両面から様々な施策に取り組んでまいりました。

多良岳山系での自然の活用としては、奥平谷キャンプ場や自然の館ひらたにの整備、さらには平成19年に完成した中木庭ダムの景観を生かし、やまびこ広場、トンボ池、あじさい園の整備等を行い、観光拠点としての機能を充実させてまいりました。これらの施設整備と並行して地元や地区振興会の皆様の景観整備への御協力もありまして、アジサイの季節やキャンプシーズンには県内外から多くの観光客が訪れる鹿島でも人気の観光スポットとなっております。

市としましては、これまでも森、里、川、海の保全に継続して取り組んでまいりました。

具体的には、海の森活動に代表される有明海の環境保全、多良岳山系の適切な管理、そして、中木庭ダムを含む河川環境の整備など総合的な取組を進めてまいりました。同時に、カーボンニュートラルの取組も推進いたしております。多良岳山系の森林資源を生かした脱炭素社会への貢献、再生可能エネルギーの活用、そして、循環型経済の構築など、自然環境の保全と脱炭素社会の実現を両立させる取組を行っております。今後につきましても、こうした豊かな自然の活用に継続して取り組んでいく考えてございます。

○議長（徳村博紀君）

村田環境下水道課長。

○環境下水道課長（村田秀哲君）

私のほうからは2つ目の質問、猫についての御質問にお答えいたします。

当事者、近隣者などから相談を受けて、当課が対応した3年間での累計は75件となっております。内訳は、令和7年度が20件、令和6年度が27件、令和5年度は28件で、少しずつではありますが、年々減少傾向となっているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

私のほうからは放課後児童クラブの受入れ体制についてお答えいたします。

現在、鹿島市では、全16クラブ、定員568名、支援員は87名、このうち長期休業中のみ勤務する支援員は16名を含んでおります。この体制で運営しております。

運営に当たりましては、鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める市の条例に基づきまして運営しておりまして、児童1人当たりの面積、また、支援員の数の基準が決まっております。具体的には、一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下、それから、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないこと、そして、放課後児童支援員の数を各クラブごとに2人以上配置することが義務づけられております。

クラブの運営は、民間事業者運営に委託しておりますが、この施設、また、運営に当たっての基準につきましては、業務委託契約の内容にも明記されており、支援員の配置が不足していないことを十分に確認しております。

さらに特別な支援を必要とする児童が利用するクラブでは、支援員を1名増員して配置するように努めております。特別な事情によりさらに支援員の加配が必要な場合には、委託事業者と協議の上、適切な支援が提供できる体制を整えるべく対応しているところです。

このように、一人一人の児童が安心できる環境を提供するため、柔軟かつ丁寧な配慮を行っているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

それでは、自然を活用することをどう考えておられるのかというような質問をいたしました。

まず、中木庭ダム周辺の写真を撮っていますので、見てください。

〔映像モニターにより質問〕

これは6月10日に、約1週間前ぐらいに撮った写真でございます。天気がいい日に撮っています。3枚ほど撮っていますが、なかなかきれいなアジサイでございます。写真を撮ればえらい立派に映るねというふうな感覚がいたしますが、昨日もちょっと見に行ってきて、どうかなと思っておりましたが、このようなアジサイが全て埋まっているというふうな状況下ではないかなというふうに思っております。

ただ、今度の20日と21日に、土日にあじさいまつりを開催いたします。これは例年多くのお客さんが来られます。ただ、今度の土日はどうも雨が降りそうな気配で、3年前ぐらいも雨が降ったときは受付のところにテントを張って、そして、お客さんを受け入れたということですが、これでもたくさん来られます。そして、苗木をそこで無料でお渡しするということであります。土日ですから、高齢者とか子供さんも来られるわけでございます。ぜひ、こういったあじさいまつりとかに来ていただければと思います。

そして、例えば、雨とか、そういった日であれば、また晴天の日に来られて、そして、先ほどゼロカーボンとかの話もありましたが、非常にここはゼロカーボンのところであります。行けば気持ちが全く変わってくるような、すっきりするような感覚がございますので、ぜひ来ていただきたいと思います。

中木庭ダム周辺に私もちょこちょこ、そういったアジサイの状況とか周りの環境を見に行くんですが、やはり高齢者とか、その人たちを連れていく娘さんとか息子さんとかと一緒に散策をされております。先ほども言いましたが、県営ダムが13か所あります。国営は2つです。ただ、ダムのような形をしているのは県営ダムです。その中でも第1位で抜いて、ここは広いです。そして、景観も一望できますので、非常によいところでございます。ここは何とかして、そういった景観が、例えば、桜とか咲けばいいなというふうに思っていますが、桜のことについては、前々からこれもちょっとやっていたことですが、ソメイヨシノは4月の初めにばっと咲きます。鹿島中咲きますね。その桜ではございません。八重桜で、4月の中旬以降、もわっと咲きます。ですから、ちょっと感動しないなというところですが、振興会とバックアップして、去年は10本、下のほうに植えました。そういったことで、振興会としてはアジサイを100本植えています。7,000本近くあると思いますが、やはり管理をちゃん

として、そういった肥料とかをやっていけば、ここは佐賀県一になるのは見えていますので、そういったところをやっていかなければいけないかなというふうには思っております。

ただ、1つちょっと思うのは、高齢者とか、たくさん来られたときに、ゆっくり座ってお茶を飲むところがないんですね。あそこに食事どころは今あります。食事どころは非常に評判がいいです。なので、ずっと続いています。そして、そこにいらっしゃる方たちも非常にいい方たちで、行けば歓迎してくれます。ただ、そこは一旦食堂というふうな感覚がありますので、やはりこういった観光地になるようなところには少し開放的な木造りの、座ってそこでお茶を飲む、高齢者を連れて行って、息子さん、娘さん、子供たちと一緒に行ってゆっくりする場所が欲しいなど。あじさいまつりに来られた方たちもそのようなことを言われます。あるのは、セメント造りの屋根ががちっとしてあって、椅子もセメント造りで四、五人座れるようなところではありますが、そこには誰も座られませんので、そういった景観を見ながらちょっとお茶でもというようなところをぜひつくっていただきたいというふうに思っております。それは、あそこがやはりそういったことになれば観光客が増えます——というのは市長も分かっておられると思います。何遍も来てもらって、そういったことも言っておられますので、ぜひ期待をしたいと思います。

この地域については、そういうことで県内外から来られております。ただ、このダムにずっと日頃から来られているという人たちも、県外とか来られて、この湖はフナで有名であります。それで、このダムの周りに車がちょこちょこ、県外ナンバーが止まっていますけど、なぜかなと思ったら、フナがここは大変有名であるというようなところで、魚釣りの方はここにそういったことで来ておられます。コイも群集して、例えば、コイを釣り上げたら、結構クロゴイのこういった大きいのが群集して泳いでおりますから、釣っても何も言わんというような感覚がありますから、そういったところでだんだんと人も多くなっているという状態ですので、皆さんも天気の良い日に来られれば、非常に心身ともにすっきりするというようなことは保証いたしたいと思います。私も行けばそういうふうになります。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次にお伺いをいたしますが——これは、先ほどの写真を撮ったところの下のほうで、公園があります。それで、一番先のほうはダムが見えるところなんです。そこに、そういったお茶を飲むところとか自然な形、例えば、木造で開いていて、2階で飲む、そういったところができるとかですね。ただ、そういうことが難しければ、今の食事どころがありますけど、あそこにつなげて、そういったゆっくりするところがあればいいなと思います。ただ、そこには何年か前にそういった建物が設備されておりますが、ぜひ来て、喜んでもらえるようなところに造り変えていかんと、ああ、来てよかったなというふうなことになりませんので、ぜひそういったことを考えていただきたいと思いますが、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

お答えします。

議員御提案の建物の設置場所ということでありますけれども、遊具があるところ、やまびこ広場、施設の下側になります。ここからダム方面を見下ろしますと、現在成長した樹木がありまして、今のところダム湖が見えにくいという状態かなというふうに思っております。造成当初は樹木も小さくて、既存の建物からダム方面も見下ろせていたということでありまして、眺望改善も必要になってくるのではないかとというふうに考えております。しかしながら、当該樹木の中には、中木庭ダム完成記念として地元の小学生が植樹をした桜の木も含まれているということであります。そのため、取扱いについては、その歴史的、教育的価値を尊重しながら慎重に対応しなければなりません。中木庭ダム周辺整備が完了した際には地元も了承していただいている経緯がありますので、地元の皆様からの御意見も踏まえて具体的な協議も必要になってくるかと思っております。

市といたしましては、まずは既存建物の有効利用を優先的に検討していくことが必要であると考えております。遊具施設の下側には、小規模ではありますが、あずまやがあります。上段には現在、先ほど紹介がありましたように食事どころでありますかたらいベースが入っておられます。この際に、先ほど申し上げましたように眺望改善を行うことにより、既存建物の利用価値を高めることは重要な方法の一つではないかとというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

今の御回答について、写真の一番先がダム湖の一番手前になりますが、ここにその建物を造れば、要はそこに木々が植わって先が見えない、眺望改善が必要であると。眺望改善をせんばいかんです。やろうと思えば、そういったところはやっていかないかんというふうに思います。ただ、それが非常に困難である場合は、それは先ほど言われたかたらいベース、その横を言われたんですかね。そこら辺はやっていかなきゃいけない。

その眺望改善のことですが、私も桜の木が記念樹として植えられていると。これは、ダム周辺には200本の桜があります。これは全部数えていった。そして今、もう6メートルぐらいになっているわけですね。当時の担任の先生とかPTAの方とかにお伺いをしたところ、担任の先生は、それはよい方向にいけばいいんじゃないですかと。2人おられたけど、1人はちょっと会えなくて、ちょっとやり損なったかなというふうな感覚はあります。しかし、やはりやっていくとなれば、それは桜の改善でやってきたことで、200本あるのを切ってい

けば、切って持っていくだけで相当大変なので、今はちょっと下のほうに桜を植えている。ダムの水面の横に少し余地がありますので、そこに植えております。そこで桜が咲けば、またここも行ってそういった桜を見ることができるので、そういったことでありますが、やはりやるかやらんか。やらんならそういったことの必要はないですけど、やるとすれば眺望改善をやらにゃいかん。ぜひやっていただきたいと思うけど、そういったことが難しければ、こういったことは5年以内ぐらいにやらんともうなくなってしまうわけですよ。

私も今、議員5年目で、2年目ぐらいから言っていますが、これはしかし、なかなかうまく、そういったこともありましてですね。それで、来られた方が喜ぶようにしていくと、やはりそれが広がっていきます。なので、今、お食事どころがあって、その横は建物が建っていますが、それは前、直売所をここに、道の駅か——をつくろうかなといったところの構想で建てられた建物だと思います。道の駅は七浦ということで、そういった建物があまり活用されていないというふうな思いがあります。そこをつなげて開放的なものにできれば、そういったことができると思いますけど、そういった感覚があります。どうですか、市長。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

突然指名を受けました。中木庭ダム周辺については以前も質問があって、私答えたことがあります。ここは非常に眺望もよくて、自然環境に恵まれていて、鹿島市内だけではなくて、大村をはじめ、いろんなところから子供連れも含めてたくさんの方がおいでいただきます。そういう意味で、ここは本当に鹿島の観光名所、くつろげる場所として私たちも認識をしております。

さっき言った上のほうに建物があって、半分は今、食事どころとして活用されておりますけど、もう半分がまだ活用が十分でないというふうに思っておりますので、地元の振興会とか、いろんな方々と相談しながら、ここの活用については我々も取り組みたいというふうに思っておりますので、そのところは地元の皆さん方の意向、気持ちを酌みながらやっていきたいと思います。

さっき言ったように、ここは本当に鹿島の観光の一つとして我々も捉えておりますので、振興については我々も前向きに考えていかなければいけないというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。突然質問してすみませんでした。しかし、市長の心のうちにもそういったものがあるということなので、やはりここは観光地としていいところだというふうに思っておりますので、そういった来られた方たちのためにもぜひやっていただければという

ふうにする次第でございます。

この観光地も先ほど述べられた自然の館とか、奥平谷キャンプ場とか、いろんなところがあります。ここら辺もだんだんと多くなってくると思いますが、観光地としては非常に先が望めるところで、大村と、そして、鹿島からの444号がありますが、私が最初に質問した4年ぐらい前は、あそこの交通量は2,500台ぐらいだったんですよね。今は3倍、4倍ぐらいになっているかと思います。ちょっとそこら辺も質問しようかと思いましたが、通告をしていませんので、後々、そういった交通量とかも調べていきたいと思っています。

〔映像モニターにより質問〕

次に、画面を御覧のように、中木庭ダムの上流に100メートルほどの浅瀬があります。中木庭ダムは、この写真の一番上に橋が架かっておりますけど、そこより先がダムであります。ずっと細くなって、この橋の下まで来ていると。そして、溪谷があるということで、多くの親子が水遊びに来ておられます。

それで、この水遊び場については、これがやまびこ広場といって、その左側の緑の下が川です。先ほど映した川。その上にやまびこ広場というのがあって、上から水が来て、下に流れるようになってはいますが、非常に水がぬるくて、上から下まで下りてくるためには、下のほうにも配管はありますが、一人もここで泳ぎません。それで、先ほど言ったこの川に——これが先ほども言ったセメントでできた池から下りていくところです。そして、下りて行って、先に浅瀬がありますけど、流れが遅くて、30センチぐらいですかね、そういったところです。ただ、ここはごとに、自然のままでありますので、前後ろ、こういうふうなところがあります。多くの方がここに親子連れで来ておられます。

ただ、この頃については水遊びで事故、今日も昨日も高校生とか、水遊びをしているところで非常にそういった事故が起きております。こういった事故というのは、水遊びに行けば、そういったことが毎年夏ありますが、この左端が下りていったところで、左上はトンボ池ですけど、左端に少し歩けるような場所、歩ける1メートルぐらいですね。できれば1メートルぐらいで、10メートル、20メートルぐらいを石で積んで歩けるようにすれば、もし事故があったときにそこを走っていけるわけですよ。今のところはありません。そこで事故がなくても、親とかがそこに座って見れるというふうな状況になってまいります。

前も一遍質問したことがあるんですけど、そのときは、そういった道路を1メートル幅ぐらいで、20メートルぐらいセメントしてくれんかというふうな質問をしたと思います。そしたら、ダム事務所とかに市のほうから掛け合ってもらって、こういうことの要望が出ているがどうかというふうな話をされています。そしたら、雨が降ったらどうって、セメントすれば流れて急になりやすいので、それはあるとですよというふうな答えがありました。それで、もしそういったセメントでできなければ、石を左側に——この間下りていったら、下りていったところの下の方の水辺ですけど、下は砂なんですよ。それで、砂を入れられたとか

など私思ったわけですね。砂を入れて、ずるっと10メートルか20メートルぐらいすれば、それは走っていけるような感覚になるんですけど、雨が降ったら流れるじゃないかというような感覚はありますが、砂はここで止まっています、5メートルぐらい。ですので、そういうふうな1メートル幅ぐらいで、ちょっとしたそういった歩けるようなところをこの川沿いにつくったら遊ぶときもいいし、もしものときもいいなと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

お答えします。

中木庭ダムに注ぐこちらの河川でありますけれども、遊泳を認められた区域ではない状況となっております。本河川の場合、先ほど議員からもあったように洪水時には流れが強くなりまして、施設を整備しても倒壊の危険があるという状況課題があります。

次に、県内ダムの状況についてであります。参考に、佐賀県ダム管理事務所に県下13か所のダムに遊泳できるような施設及び親水公園のような施設があるかの聞き取りを行いました。県で設置及び管理しているところはないとの回答でありました。このことから、ダム周辺での遊泳施設整備は全県的に取り組まれていない状況であります。

さらに、遊歩道を設置することで河川断面を阻害する場合は、河道幅を広げるなど別に容量を確保するような工事が必要となってまいります。また、ダムや河川での遊泳についてであります。自由使用の範囲内として自己責任において許されているところであります。したがって、遊泳を推奨することはないと考えております。これらのことから、遊泳を目的とした河川内の整備は困難と考えているところであります。

一方で、安全に遊んでいただけるトンボ池についてでありますけれども、常時上流からの水を流しているところではありますけれども、地球温暖化とかの問題から、議員からも御指摘をいただいたとおり夏場の水温上昇が課題となっております。水温を下げる対策としては、まず水位を上げるなど方法を試行してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番笠継健吾議員。

○4番（笠継健吾君）

よく調べていただいてありがとうございます。遊泳をできるような場所ではないということですね。ただ、これは個人の責任では、そこまでは止めることはしないと。責任でやらられるんだろうということですね。そういったことであれば、決まりを破ってまでどうぞやってくださいと言うつもりは全くありません。ただ、個人については、今のところ多く

が遊ばれると思います。

今言われたトンボ池、ここをそしたら、私が言うには、トンボ池を泳がれるようにしてくれんですか、トンボ池で泳がれるように。最初は誰も泳がっさんですよ。それで、水を上から流す。だが、その流れてくる水が不足している。ちょろちょろっと流れよるけん。そして、あまり深くしてもそれは危険ですよ、子供さん連れが多いので。だから、水をうまく流れるように、あそこは一番上から流れてきよっですもんね。そして、下の辺からも流れよっです。そこがどこから流れているかというのはまだ調べてなかでしょう。やるには、やっぱり流れる場所をちょっと特定して、そして、そこから水が来るかどうかを確認して、そして流す。そしたら、子供さん連れであればそこはいいですよ。結構、30メートル、40メートルぐらいの長さがありますから、そして、そこで冷たい水が来れば、それは万々歳ですよ。ですから、下がそういうことであれば、トンボ池に力を入れてください。頼みます。

そこもやはり日陰になるところがなく、一遍頼まれて、そこにセメント造りの腰かけと、セメント造りのこういった机と、セメント造りの屋根があって、そこにもほとんど座っとなんですよ。だから、そういったところもやはり考えてやってもらおうと。遊泳には来ますから、こういったところで非常に自然の場所がいいとは思いますが、そのトンボ池を利用してもらうように努力をしてもらってよろしいですか。先ほどそういったお答えがありましたからね、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。私も近くですから、ずっと見や行くかも分らんですが、分かりましたか。できる限りできるだけのことをやるということで、よろしく願いをしておきます。

もう一点、今の丸木庭橋の上流、これからあと50メートルほど行けば溪谷が始まります。ダムというか、滝がちょっと下りてくるような、すぐ行ったところに滝が下りてきて見えます。ちょっと写真。

〔映像モニターにより質問〕

これがダムの、444号があって、川が右側にありますが、その川の右側が前の道で、こういった溪谷の横に道があります。この左側がこういった溪谷。溪谷がこうやってあるんですよ。ただ、木が生い茂って、こういうふうに植林されたものがありますね。ただ、植林も放置されています。この溪谷も以前は肥前耶馬溪というような感覚で、非常にすばらしい景色なんですよ。そして、こういったところがずっと放置されているので、前々からこういったところの木々を取り除けばきれいな溪谷が見えて、そして、ここは歩いていけるので、散策していけるので、鹿島にとってはこういう場所もあるのかというふうなところでございます。

この道の右側に、元中木庭ダムに住んでいらっしゃった方とかの持ち物の小屋みたいなところを改装して、佐大生が今やっています。ここら辺でアート村というか、そういったものをつくって、人が寄ってくるような、若い人たちもここに寄ってくるような感じでやっています。左が、木々が鬱蒼としていますので、少し切っていけば、ここら辺もいい観光地にな

と思います。お伺いをいたしたいのは、ここら辺の木々を切っていけばいいと思いますので、そういったことをやってもらえないかというふうなところでございます。

○議長（徳村博紀君）

中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

お答えします。

中木庭ダム周辺の溪谷はすばらしい自然資源であり、その景観を多くの人に見ていただくことは大変重要なことであると認識をいたしております。しかしながら、議員提案の箇所の景観改善にはクリアすべき複数の課題があります。具体的には次の点が挙げられます。

まず、地権者の皆様の御理解であります。道路と河川の間土地には民地がありまして、樹木の整備には地権者の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。

次に、安全管理上の課題であります。当該区間の道路と河川には相当な落差があり、樹木は車両が転落する危険を回避するための防護柵としての役割を果たしております。

さらに、樹木整備により交通量が増加しますと、当該区間の狭い道路では離合困難の問題が生じる可能性があります。

繰り返しになりますが、過去に中木庭ダム周辺整備を実施した際にはエリアを設定して整備し、地元も了解されたという経緯があります。先ほども申し上げましたけれども、課題が整理されることを前提といたしまして、新たな施設を整備する場合は過去の経緯を踏まえて地元との調整が大変重要となってまいります。別の視点からの対応といたしまして、既に整備されたダム堤体下流部の溪流広場を含む中木庭ダム周辺の施設を最大限に生かすために、マップ形式の看板で掲示する方法なども有効な手段ではないかと考えております。このことについては、設置場所とか内容、実施時期など、地元と協議調整を図りながら進めていければと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

ここを、そういった非常によい場所をちゃんと生かせるようにしていくかと、どうしていくかということでもあります。それは地権者もいらっしゃると思いますよ。地権者で杉を植えて、杉が先ほども見えましたね、こういったところ。多分、中木庭ダムにおられた方たち、ダムのできたときの地権者であると思いますが、やはりそれはやっていかにゃいかんですよ。そういったものは言わんとできないわけですから。

それともう一つは、道と川が傾斜が多くて、高く、それは分かります。しかし、しなかったらこのままですよ。本当に鹿島が持つ自然をどうしようもできないと。だから、やは

り思い切ってやるときはやると。じゃ、地権者にも言うよと。地権者だって手伝いますよ、全部知っていますから、あそこら辺は。ただ、ガードとか、そういったものはしていかにやいかんので、そういったものは予算的なものもあるし——というところは分かります。

頭の中に入れていてもらいたいのは、すぐ早々できるような感じではないので、やはりこの辺の自然を生かしていくぞというふうな気持ちも持ちながら、そして、そういった補助が出るような感じのところは関係省庁に掛け合って、そして、これはいいなというふうなところがあれば実行していくということをしなければ、鹿島は一步進んでいくことはできないと思いますので、補助金探しからしてくれんですか。こういったところの交流の場所、こうしたらガードレールの代金を幾ら補助しますよというのがあれば、やはりそこは我々も行政に頼むしかないので、そこら辺は頭に入れながらやっていただきたいと。

中村課長は赴任早々ですので、できれば異動する前に3年間ぐらいで少し考えてもらってよかですか。ちょっとそこら辺は頭に入れながらやっていただきたいというふうに思います。一步前進させるためのことを言うておりますから、何でもやる時にはそういったことがあるんですよ。こういった植林は記念樹であるとか、そして、ここは地権者のものであるとか、そういったことをせんやったら何も進まんということなので、していけばすばらしいものが見えると。上のほうに割烹はありますが、割烹からはよう見ゆっですね、下の景観が。そういったのが広がっていますから、ここは佐賀県一の溪谷で、そういったことなんです。だから、生かしていくということを考えながら、ぜひ課長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。そしたら、写真はこれで10枚ということで終わります。

次に、猫のことを質問いたしました。私の家にも猫が2匹います。私は山手ですが、非常に猫を捨てたりする場所にいいところかなというふうなところで捨てられると思いますが、そういった迷い猫、小さなよろよろの状態のときに猫がやってきて、そして、ほっときましたけど、まだずっとおるので、これはかわいそうだなということで、1か月ぐらいの子供を飼って、そして、ノミがいっぱいでした。ノミを取って、今は15歳ぐらいになっておりますので、そういったところではありますが、先ほど申し上げました猫のことについては、やはりいろんな種類があります。そして、自活して何も飼われていない猫というのは、やはり餌をやったり、それはかわいそうで餌をやったりしますね。しかし、管理ができない。もっと衛生的な管理をせろよというふうなところでもあります。そういったことでやると、また猫が寄ってきます。そして、近辺が衛生的に非常に迷惑をするというふうなところがありますが、市として、そういった相談、先ほど回答されましたかね。相談事の件数（「75件」と呼ぶ者あり）75件ね。3年間で75件、そういった相談事があるということは非常に多いですね。やはりそういった迷い猫というか、自活猫ですね、そういったところが非常に衛生的なところで困る人々がいると。

私も市の商店街に勤めていたところ、下は全部セメントですね。山のように土じゃないわ

けですよ。そしたら、商店街の横にあった、家がいっぱいありますけど、全部セメントですもんね、前も後ろも。植木鉢が置いてあります。植木鉢に泥があるから、そこに排せつするわけですよ。非常にそういったことで困っておられました。ただ、餌やりはやっているということで、猫がたくさん寄ってくるというようなことがありましたけれども、市としては、その75件もある相談についてどのような対応、対策を図っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

村田環境下水道課長。

○環境下水道課長（村田秀哲君）

飼い主のいない猫に対する対応、対策について御説明いたします。

まず、猫の飼い方の基本的な考えとしては、1つ目に室内飼いの推奨、猫を室内で飼うように推奨すること、2つ目に避妊・去勢手術の実施、望まない繁殖を防止するための手術の推奨、3つ目に終生飼養ということで猫を最後まで飼い続けることとして、ホームページ上でもお知らせをしているところです。

その上で、飼い主のいない猫に対する苦情等への対応についてですが、苦情等の多くは飼い主のいない猫に餌やりをしている方がいらっしゃって、そこに集まってくる猫が近隣の敷地でふん尿などをするものや、飼っている猫がたくさん子猫を産み過ぎていて、飼い主でもコントロールができなくなったことなどが主な要因となっています。

当課では、まず餌やりをしている方や多頭飼いをしている方に職員が直接面会し、現在の状況の確認など当事者から聞き取りを行っております。また、場合によっては、その地区の区長さんにも地域の問題として立ち会ってもらっていることもあります。そして、餌やりの指導やトイレのしつけの指導、望まない繁殖を防ぐための避妊・去勢手術の推奨などを行っています。これらの指導については、当課に在籍しております避妊・去勢手術を行っている地域猫ボランティア活動にも参加している任期付職員さんにも同行してもらい、その後のボランティア団体との連携も円滑に行っているところです。

また、令和5年度からは、人と猫が共存できるまちづくりへ向けて、TNR活動と地域猫活動事業に取り組むため、幸猫プロジェクトというガバメントクラウドファンディング、寄附の募集を始めました。TNR活動とは、飼い主のいない猫を捕獲し、避妊・去勢手術を実施し、元の場所に戻すことで過剰繁殖を防ぎ、地域トラブルを減らすための動物愛護地域保護保全活動を言います。また、地域猫活動とは、地域における飼い主のいない猫のトラブルを解決する仕組みづくりで、その地域に合ったルールに基づいて猫を適切に飼育、管理し、避妊・去勢手術を徹底することで、猫をこれ以上増やさず、一代限りの命を全うさせ、将来的に飼い主のいない猫をなくしていく活動を言います。これらの活動を通して、飼い主のいない猫の命が尊重され、一代限りの命を全うできるようにすること、飼い主のいない猫をな

くしていくことで命を授かった全ての猫たちが幸せに暮らせるようにすることを目的としています。

これまで年間20匹程度行っていた飼い主のいない猫を対象とした避妊・去勢手術ですが、本プロジェクトを令和5年以降始めたことにより、約5倍程度の手術ができるようになり、ボランティアの方の御負担も減らすことができております。取組の効果が現れた例といたしましては、蟻尾山公園の展望所付近で平成26年頃から飼い主のいない猫が目立ち始め、平成28年頃には30匹から40匹程度に増加していたものが、ボランティア団体の協力により避妊・去勢手術を継続的に行い、現在では10年前と比較すればかなり減少している状況です。しかしながら、いまだにこの場所に捨てられている猫もいるらしいので、ボランティアの方が定期的に見回っていただいたりしているそうです。

このように飼い主のいない猫対策は、地域猫活動として市と地域、ボランティア団体が協力して避妊・去勢手術による繁殖防止、飼い主への指導、啓発、ふん害対策などを組み合わせた総合的なアプローチを行っています。このような取組を始めて以降、少しずつではありますが、苦情相談件数、手術対応件数は減ってきております。この避妊・去勢手術などの対策は動物愛護法の範囲内での取組であり、即座に効果が出るものではなく、あくまで今いる猫に生を全うしてもらうことが前提となるため、継続していくことが最も重要であると考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

飼われていない猫、自活猫ですね、このことについても担当課はよくやっているというふうに思います。そういったところでだんだん減ってきていると。ただ、そういった飼われていない猫も処分できないと、それは当たり前ですね。そして、生命を全うしなければいけないと。だから、これは管理、避妊、そういったことをしながら、そして、徐々に減らしていくという方策しかないのかなというふうに思いますので、そういった活動を、先ほどそういった飼われていない猫、自活猫も20匹ほど避妊手術をやったということですので、75件もそういった相談があっているということは、やはり猫の衛生問題だと思いますので、考えながら減らしていかなければいけないと。餌をやりながら、そして、動物愛護を考えながらやっていく必要があるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ただ、相談をされてあるのは、こういったことについて市に決め事というか、そういったものがあるところもあります。そういったことも考えながら、ここについては、常任委員会等でまた困っていらっしゃる方たちの話を聞きながら、そして、有効な対策を打っていきたいというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

最後に、放課後児童クラブのことではありますが、4月当初の受入れ状況のお答えをお願いします。

します。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

今年度の4月の受入れ状況についてですが、定員568名に対し、令和8年4月時点の利用登録を決定した児童数は529名となりました。定員内には収まっておりますが、しかしながら、クラブによっては待機児童が発生している状況です。4月1日時点では、保育を必要とする待機の児童数は18名となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

放課後児童クラブのそういった待機児童で、受入れできないものがいらっしゃるということですね。

このことについては、私も1月ぐらいになれば相談を受けます。親、そして、その親のお母さん、お父さんたちからですね。どういうことかということ、私の孫はまだ入部できていませんと、1月ぐらいにですね。それをじいちゃん、ばあちゃんから受けるわけですよ、80歳以上ぐらいの。そしたら、言われることは、要はじいちゃん、ばあちゃんがいると入部を後回しにされると。家にいらっしゃるじゃないですかと、じいちゃん、ばあちゃんがね。そういったことで、子供を見られるでしょうというようなところで後回しにされる。一日二日なら見れますと。ただ、二、三か月も待てませんと。私たちはいないほうがいいんでしょうかということも言われます。なので、非常に深刻なんですよ。

そして、親が仕事をしながら簡単に時間を変更するとか、簡単にそういった会社とかはできないんですよ。そしたらまた、ほかの人に替わっていただきますというふうなことになってくるので、親としても、非常にこの放課後児童クラブで受け入れられないということは深刻なんですよ。だから、この受け入れられない状況をなくさなければいけないと思うわけですよ。

ただ、それぞれそういった対象の人たちとは面談をして、ここは大丈夫だなというふうな判断の下にやっておられると思いますが、非常に家庭的にはどこかを譲っていかなければいけないというような状況にありますので、ここは何とかできないかと思いますが、前々も質問をしたときには、5、6月になれば部活をしたりするので、そこら辺でキャンセルがあったりしますので、そこで入れるようになりますよと。これは家庭がそういった対策をして、そういったことがあった後のことなので、このことは全員が入れるようなことをしていかな

いと、方策的にはいろんな問題点があると思いますが、その問題点は一つ一つ解決をしながらやっていかなければいけないと思いますが、ちょっと質問をいたしますけど、この4月からの放課後児童クラブの入部の申込みはいつ頃から受け付けているんですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

入部の受付につきましてですけれども、新年度、次の年度の入部受付につきましては、大体10月の下旬頃から受付をいたしまして、昨年度のスケジュールでいけば、10月27日月曜日から11月21日金曜日までの受付をいたしております。大体のスケジュールなんですけれども、市報のほう等お知らせをしまして、在籍しているクラブを通じて案内をしているところです。また、新入学児童につきましては、新入学時の児童の就学時健康診断が大体10月中旬頃にありますので、そちらのほうで案内をして、そちらが終了してから入部申請の申込受付を一斉にしているという形になります。大体1月上旬頃に就労証明書を出していただきまして、2月中旬以降に決定通知等を送付して、2月、3月ぐらいで入部前の面談を実施しているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番笠継健吾議員。

○4番（笠継健吾君）

先ほども入部できないという答弁で、18人、あるクラブによっては入部ができない状況にありますと。その理由は何ですか。定員オーバーだと思いますけど、そこはクラブが何か所あって、そして、入れない状況がどういう内容なのか教えてください。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

先ほど申しました待機児童18名の内訳について御説明いたします。

18名は、鹿島小学校で12名、能古見小学校で6名ということで全体で18名、小学3年生以下は6名、小学4年生以上は12名となっております。いずれのクラブにおいても定員を超えて申込みがあっておりまして、面積基準等をクリアできないということで入部の保留となっているところです。現在も解消ができていないところでありまして、このたび、待機とされている児童の御家庭、保護者様につきましては、何かと御不便や御迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

18名もいらっしゃるということで、その家庭は非常に困っておられるというような状況かと思います。

定員オーバーであると。定員をオーバーしないようにできないんですかね。それは私も毎年思うんですよ。福祉課もばたばたして、非常に大変なんだなと。さらに市民も大変、福祉課も大変、そういったことであれば、余裕のあるようなクラブをつくらなければいけないんじゃないですかね。そういったふうに思いますが、部長、この件でどういうふうに思いますか。クラブは定員オーバーになっているのに、そのままに定員をしておくともた来年もそういったことになりますよね。だから、そこら辺のクラブ数を増やすとか——鹿島と能古見のクラブ数は何名で、定員は何名ですかね。そこら辺は分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

染川市民部長。

○市民部長（染川康輔君）

放課後児童クラブの鹿島小学校と能古見小学校で待機児童が発生しているということにつきましては、私たちもその対応をしなければいけないということでは考えております。受入れ不能がないようにするためにはどうしたらいいのかというところを考えると、一番簡単な方法は施設を拡充して、あと指導員を増やすという方法があるかと思います。ただ、実際小学校の児童数というのはずっと減少傾向にあります。放課後児童クラブの利用状況については高い状況が続いておりますけれども、これまでの入部児童の増加に伴う待機児童の対策としては、学校との協議を行って余裕教室の一部を提供いただいたりして、受入れ人数の増加を図るなどの対応をいたしてきたところです。

今後、学校敷地内の施設をどうするのかということにつきましては、今後の児童数などの状況、あと今現在、放課後児童クラブは民間委託しておりますので、そことの協議、そこら辺は今後検討課題になるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番笠継健吾議員。

○4 番（笠継健吾君）

やはりこれはなくしていくという方向性で動かにかいかんと思いますよ。例えば、放課後児童クラブの施設を、建物を造るとなれば、やはり人口減少下の中で小学生もだんだん少なくなってきたというような感じがいたしますので、そういった設備というのは、考えられないような対策はせんでよかですよ。学校の教室をお伺いするとかおっしゃってました

けど、それはちゃんとせんばいかんですね。そして、例えば、聞いたところによると、7月、8月ぐらいにクラブとか、そういったものに入られるので、そこら辺で空いてくると。そこを見越して、4月はあふれとっていいかなという話じゃないですよ。

ですから、私が思うのは、先ほど11月ぐらいから翌年度の募集を始めますということでしたが、4月から始めてよかですね。4月から始めて、そして、数字を9月ぐらいに固めるんですよ。そして、対応をどうするかというふうなことを考えて、要は漏れがないように対応をどうしていくかということを考えると、11月から始めて、3月になってこれだけあふれました。そしたら、これからどうしましょうかといったら、学校も受付はしないですよ。だから、半年ぐらい前にその状況を把握して、そして、ぜひこれだけ足りませんからお願いをいたしますというふうなことをせんといかんと思います。

小学生の入学生については前々からできんこともないでしょうが、それはそれとして、あまりがanganそういったことを言われもせんのかなと思いますので、言えるものについてはちゃんと早めにそういったことを取って、9月ぐらいには人数を固めて、そして、先ほど言ったような対策を取るというようなことをやっていかんと、ずっと——私も3年前ぐらいからこれはちょっといかんなと思いましたところと、PTAの会長からも言われました。何でそがんでけんのですかと。いや、3か月ぐらい待つぎ、キャンセル待ちになりますからと。そういうことはないですよ。なので、しっかりと先ほど言ったようなことを考えて、ぜひ来年はばたばたすることのないようにお願いをしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。3時から再開いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

皆さんこんにちは。14番議員、福井正でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は中心市街地のことでございますけれども、中心市街地の、いわゆる交通問題について質問をさせていただきます。

中心市街地というのは交通量も多いですし、人もたくさん歩いていらっしゃいます。だけど、今まで交通問題というのはあまり起きたことがないような気がしますけれども、実は結

構起しているようなんですね。ですから、ここについて質問いたしますけれども、まず市道のことです。

市道逆川～西牟田線というのがございます。逆川と西牟田を結ぶ線なんですが、ちょうど間に清川さんがあって、それから御神松まで行く道路がございます。これは肥前鹿島から、いわゆる中心商店街、御神松までは歩道が整備されております。だけど、新町交差点から御神松交差点までは歩道がないんですね。歩道がないもんですから、あそこは実は通勤と通学、特に通学する子供さんたちが多いところなんです。ですから、ちゃんとあそこは歩道を整備するべきだと思いますけれども、今言ってすぐできるわけではございませんから、今のところは、ちょうど私のうちの前が、中牟田～御神松線という市道がありますけれども、そこは歩道が2つついていますから、そちらまで来て通っていらっしゃるという方もいらっしゃいます。

ですから、今後、いわゆる歩道の整備というのにぜひ取り組んでいただきたいと思います。これにはかなり予算もかかりますし、家屋の立ち退き等もかなり出てくると思いますので、なかなか難しいと思いますが、ぜひ市として検討していただきたいということをまずお尋ねさせていただきます。

それから、西牟田ですけれども、御神松地区の商業集積地というので多数商業施設がございます。あそこにスーパーモリナガとか積文館とか、いろんな施設がございますけれども、いわゆる東西方向は歩道があるんです。南北方向は歩道がない道路が結構あるんですね。ですから、自転車で買物等に来られる方もおられるんですけども、特に近隣にお住まいの方たちというのはほとんど歩いて来られますので、そこら辺の方たちに対して対策をしなければいけないんじゃないかなと思っています。

それから、西岡クリニックでございますけれども、そこに十字路の市道がございます。横断歩道がありまして、夜間照明もございます。だけど、照明があっても、夕方に人身事故が起きたことがございました。私も危うくはねられそうになったことがございます。だから、安全なようだけれども、非常に危険な交差点でもあるなというのは私も認識いたしました。あそこで本当に交通事故に遭われて、大けがされた方もいらっしゃいますが、そういうことです。ぜひ改善していただきたいなと思っています。

それから、あと車の速度を落とさないんですね。横断歩道を通るときでも同じスピードで通っていかれますから、そこを何とか減速する仕組み、例えば、韓国に行ったことがあります。韓国は横断歩道の手前に段差があるんですね。段差を乗り越えないと通れないという仕組みをしたり、日本でそれができるかどうかは別といたしまして、そういうことも今からはやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかなと思っています。

それからもう一つ、交通安全対策として危険な交差点などに監視カメラを置くということにも取り組んだらどうかと、これは提案でございます。これは、いわゆる交通事故対策だ

けじゃなくて、防犯対策にもなるんじゃないかなと思うんですね。ですから、これについて執行部がどういうふうを考えていらっしゃるのか、お考えをお尋ねいたしまして、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

それでは、私のほうから1番目の歩道の整備についてということでお答えをいたします。

新天町交差点から国道207号バイパス間の道路は、佐賀県より本市へ移管を受けて、令和7年4月1日に県道鹿島～嬉野線から市道逆～西牟田線へと変更になっております。議員御指摘のとおり、当該区間には歩道が整備されておられません。しかし、児童の交通安全という面に関しましては、当該区間は一部区間を除いて鹿島小学校の通学路には指定をされていない状況で、並行する南側の市道を主に通学時に利用しております。この南側の市道につきましては、制限速度、時速20キロの規制に加えて平日午前7時から9時までの時間帯通行規制が実施されており、現時点において児童の通行の安全は一定程度確保されているものと認識をしております。

こうした状況を総合的に勘案しますと、直ちに全線にわたる歩道整備を行うことは事業の優先順位や費用対効果の面から現時点では難しいと考えております。しかしながら、市民の皆様方の安全・安心を守ることは大変重要なことであります。地域において特に危険であると懸念される箇所や改善が必要と思われる地点がありましたら、学校やPTA、あるいは地区区長等を通じて御要望いただきましたら、現場の実情を把握し、個別に対応を行ってまいりたいと思います。今後とも安心・安全な道路環境の維持、向上に努めてまいります。

次に、2番目の項目についてお答えをいたします。

議員御指摘の市道中牟田～御神松線と市道西牟田～新町線が交わる交差点付近の横断歩道における交通安全対策についてでございます。

当該交差点につきましては、議員から御指摘をいただく前に地元区長からも歩行者の安全確保の御要望をいただいているところでございます。本市といたしましては、この御要望を受けまして、直ちに所管である鹿島警察署へ相談を行いました。その結果、まずは当該場所の重点的な取締りを実施していく旨の回答を得ております。

また、当路線につきましては、直線で見通しがよく、夜間照明施設も整備されているほか、横断歩道手前にはひし形の路面標示も設置されており、一定の安全対策は講じられているものと認識をしております。このため、物理的なハード面の対策を新たに追加する前に、まずは警察による取締りの強化及び、この後、総務課より御紹介いたします交通安全啓発活動などソフト面の対策を実施していきたいと考えております。これらの対策を講じてもおお、さらなる対策が必要となった際には、当該箇所の交通事故の発生状況や危険箇所の分析、地域

特性など総合的な視点で必要性や優先度を判断していきたいと考えております。

なお、本市における全体的な取組であります。通学路をはじめとする交通安全対策は、学校、PTA、道路管理者、そして、警察といった関係機関が一体となって協議を行い、適切な対応を講じております。今後も市民の皆様から寄せられる御要望に対しましては、同様に関係機関と連携を図りながら、安全で安心な道路環境の維持に努めてまいります。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

私のほうからは、2つ目の御質問の交通安全対策のソフト面について答弁をいたします。それと、3つ目の質問の監視カメラの設置についてということで答弁をしたいと思います。

まず、交通安全対策のソフト面についてですが、議員御指摘のとおり、中心市街地におきましては、通勤、通学、買物などにより歩行者、自転車、自動車が混在する区域であり、交通安全の確保は重要な課題であると認識をしております。

市では、交通事故の防止を図るため、交通指導員による定期的な立ち番をはじめ、地域ボランティアやPTAの皆様による見守り活動、市職員による街頭活動、警察と連携した交通安全教室、街頭キャンペーン、警察によるパトロールなど、日頃から各種の交通安全対策に取り組んでいるところでございます。

また、通学路の危険箇所につきましては、市、県、警察、校長会等から構成される通学路安全推進連絡協議会による現地確認を通して交通規制、路面標示、注意喚起看板など可能な安全対策について協議、対応を行っているところでございます。

さらに高齢者運転免許返納支援制度として、75歳以上で運転免許証を自主返納された方に対し、交通事故防止と移動支援を目的として8千円のバス・タクシー利用券を交付しております。

今後も中心商店街をはじめ、市内全域において関係機関と連携しながら、交通安全に関する啓発活動や見守り活動等のソフト対策を推進し、交通事故の防止と安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

続きまして、防犯カメラの設置について答弁をいたします。

近年、子供や高齢者をはじめ、市民の皆様が日常的に利用される公共施設において、安全・安心な環境を確保することがますます重要になっているものと認識しております。このため、市では令和8年6月補正予算において、市が管理する公共施設への防犯カメラ設置事業を計上し、議会の承認をいただいたところでございます。本事業では、子供たちをはじめ、多くの市民が利用する公園等に防犯カメラを設置することにより犯罪の未然防止や抑止効果を図るとともに、市民の皆様が安心して施設を利用できる環境づくりを進めることとしております。また、地域における防犯活動を支援するため、自治会や鹿島地区防犯協会の各地区

が通学路等への防犯カメラ設置を行う場合には、一定の要件の下、設置費用の一部を補助する制度を設けております。このように、防犯カメラの設置については、市が管理する公共施設に直接市が設置する事業と地域団体等による設置を支援する補助制度の2つの仕組みにより取り組んでおります。

市が公共施設に設置する防犯カメラにつきましては、申し上げましたとおり、今年度は公園等に重点的に設置をし、市民の安全・安心につなげていきたいと考えております。また、来年度以降につきましては、市施設の利用状況や周辺環境、防犯上の必要性、地域からの要望などを総合的に勘案しながら、設置箇所を検討してまいりたいと考えております。中心市街地につきましても、通勤、通学や買物などにより多くの方が利用される区域であり、防犯や交通安全の確保は重要であると認識しておりますので、市全体の設置箇所を検討する中でその必要性について判断してまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後も地域の皆様からの御意見や現地の状況を踏まえながら、交通安全対策と防犯対策の両面から警察、道路管理者、関係団体と連携し、安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

今、防犯カメラのことを答弁していただきましたけれども、実は中心商店街にもカメラは何台かあるんですね。あるんだけれども、あくまでも個人のものなので、これは防犯の使い方じゃないでしょうけど、まだ、いわゆる防犯カメラとしての役割は確定していないと。だから、現実にはあそこにちょうど交番がありますけれども、交番で誰かが暴れ込んだとき、見失ったこともありますけれども、そのときは防犯カメラに映像が映っていたそうです。ですから、1つだけあるんですけれども、ただ一方方向だけですからね、反対方向にはカメラは向いていませんから、全体的に監視するというわけにもいかないでしょうけれども、市として、いわゆる危険箇所に防犯カメラを設置するというふうな考えというのはないんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

先ほど市が設置するもの、今回6月補正で御承認をいただいた分ですね、それと以前からある各地区が補助制度を利用して設置されるもの、それなんですけれども、まず地区が設置される分につきましては、地区の方がここは危険箇所というところをピックアップしていただいて、地区の方の判断で設置をされるということになります。市のほうに補助金の申請を

されて、設置されるというのがまず1つ。それが今、市内で40基あります。

それだけでは不足だろうということで、今回、市の施設に設置をしたほうがいいという考えがありまして、犯罪の起きやすい公園をピックアップして14基を設置することとしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

防犯カメラを公園に設置するという今の答弁でしたけれども、公園というのは何か所もあるので、全ての公園に設置するという意味なんでしょうか、そこだけ教えてください。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

全ての公園というわけではないんですけれども、より犯罪が起きやすいだろうなというところをピックアップして、そこに14基設置するということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

14基がどこの公園かというのはなかなか説明しにくいと思いますけれども、我々というか、地元の住民は、公園に子供たちが遊びに行ったりするわけですね。そのとき、やっぱり一番怖いのが、犯罪に巻き込まれるということが一番怖いわけですし、防犯カメラが、いわゆる防犯になっているのかなと。カメラがあるだけでは犯罪がどうなのかなというのは、ちょっと一部不安があるんです。ですから、カメラで撮った映像の管理というのはどなたがされているんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

地区で設置をされたカメラにつきましては地区で管理をしていただいております。今回、市で設置する分につきましては市が管理することになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

やはり防犯カメラというのは大きな役割を果たすと思います。私は犯罪者じゃないから分かりませんし、犯罪者の心理は分からないんですけども、犯罪者だったら、防犯カメラがあったらなかなか犯罪を起こしにくいような気になるんじゃないかなという気がするので、防犯カメラの設置というのは、私は有効だと思っています。だけど、どこにでもあるわけじゃないですからね。例えば、私たちの、一応商店街なんですけれども、その全てのカメラがついているわけじゃないんです。ですから、何件かあるけれども、それが本当に防犯に役立っているかなといったら、今のところはまだそこまでいっていないということなんです。

ですから、1つお願いがあるのが、防犯カメラというのは私は幾らするのか知りません、私のうちもつけていませんので。だから、設置するときに補助があるとかいうようなことがあったらつけやすいかなという気はしているんですけど、そこら辺についてはどう考えられますか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

補助の制度につきましては、各地区から区長さんを通じて市の総務課のほうにまず御相談いただければ、いろんな要件とかがありますので、後ろに民家が映ってはいけないとか、そういう要件をクリアしながら、御相談をさせていただきながら申請をしていただくということになれば、補助を交付することができるようになるかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

鹿島の中心市街地の交差点、特に新町交差点があって、中牟田から御神松に行く、ちょうど私の家の前の道路もあります。ですから、そこら辺で、いわゆる十字路が新町にはあるんですね。十字路に、あそこはカメラがついているんですかね。ちょっと私が気づいていないだけかも知れませんが、あそこは交通事故が結構起きているんですよ。特に中牟田、西牟田に行くあの道路というのは結構スピードを出している人がいらっしゃるから、だから、あそこにカメラがついているかどうかというのは、私まだ確認できていないものですから聞いているんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

市で設置しているカメラは当然ないんですけれども、北公園の前辺りに1台、どこがつけられたかはちょっと覚えていないんですけれども、1基あるということは聞いております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

実は北公園のカメラというのは、私見たことないですよ。どこにあるのかなと。私も結構あそこは歩きますからね、探しながら歩いているんですけど、どこに設置してあるのか私は全然気づかないものですから、実は分かるほうが犯罪者にとっては脅威なんですね。カメラがあると分かったら、なかなか犯罪は起こしにくいという面もありますから、やはりカララが設置してあるというのをはっきり見せるということも必要なんじゃないかなと思うんです。

あとは新町の十字路交差点がありますけれども、あそこにもたしか監視カメラはなかったんじゃないかなという気がするんです。私もカメラは見たことがないから分からないんですけど、だから、そういうところに市でつけるのか、民間でつけるのかというのは別として、あそこにはやはりカメラが必要なんじゃないかなと思うんだけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、まず、今年度は公園を中心に防犯カメラを設置して、設置するときには、ここに防犯カメラを設置していますという看板と一緒に設置して、そして、犯罪を起こすような人が警戒するような警戒心を、それを設置することで犯罪の抑止力を高めるとというのが目的ですので、それが1つと、公園を利用される方の安心感にもそれがつながるのかなというふうに思います。

十字路交差点への設置なんですけれども、警察には当然防犯カメラは設置されていると思います。基本的には市の施設に設置するということを考えておりますので、中心市街地も市が管理している施設でございますので、まずはそこを中心に設置を——市全体を見ながら、中心市街地も市の一部でございますから、市の管理地に設置することを検討していきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

14番福井正議員。

○14番（福井 正君）

中心市街地の十字路口交差点ですけど、すぐ近くに実はトイレがあるんですね。トイレがありまして、あそこ辺りにカメラをつけてもらったら一番よく見えるんじゃないかなという気がするんですね。ですから、そういう形で、カメラがあるよということが分かることが大事なことじゃないかなと思うんです。交通事故は関係ないと思いますけれども、いわゆる犯罪者にとってはカメラがあるということが見られているということにつながりますから、ぜひそういう形で取り組んでいただきたいなと思います。

ほかにもつけたいようなところがあるんだけど、私が勝手につけるわけにもいきませんので、何ともしようがございせんけれども、できるだけ——カメラというのは、私たちも監視されているような気がして嫌なときもあるんだけど、そのことによって安全が保たれているということがあれば、やはり皆さん方も納得されるんじゃないかなと思いますので、できるだけ多くのカメラを設置することによって交通安全と犯罪を防ぐということになりますが、最後の質問ですけど、これについてどういうふうに思われますか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

防犯カメラを設置するというのは、その目的なんですけれども、市民の安全・安心を確保するために設置するものです。犯罪を未然に防ぐという目的もございます。ですので、今後設置する場所についてはいろいろ協議をしながら、市民の皆様の御意見を聞きながら、状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

以上で14番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明18日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時30分 散会